

第2編
一般災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節	防災組織の整備・充実	3
第2節	防災情報通信網の整備	8
第3節	気象等観測体制	11
第4節	災害別予防対策	13
第5節	火災予防対策	22
第6節	建造物及び文化財災害予防対策	25
第7節	電力、ガス施設災害予防対策	27
第8節	緊急輸送路等の指定	30
第9節	避難対策	32
第10節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	47
第11節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定 及び罹災証明書発行体制の整備	49
第12節	航空消防防災体制の整備	52
第13節	防災教育	54
第14節	防災訓練	58
第15節	自主防災組織の整備	61
第16節	要配慮者対策	64
第17節	ボランティアとの連携	72
第18節	災害時相互応援協定の締結	74

第1節 防災組織の整備・充実

担当：住民生活課

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

第1 防災組織

1 南会津町防災会議

町は、防災会議を設置し、地域防災計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図るとともに、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第16条

(2) 所掌事務

- ア 地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- イ 町の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集すること。
- ウ 町の地域に係る災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、町と県並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施推進を図ること。
- オ 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(3) 組織

ア 会長

会長は町長をもって充てる。

イ 委員

委員は、次の各号に掲げる者13名をもって充てる。

- (ア) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 2人
- (イ) 福島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 2人
- (ウ) 福島県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1人
- (エ) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 2人
- (オ) 町教育長
- (カ) 南会津地方広域市町村圏組合消防本部消防長
- (キ) 町消防団長
- (ク) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 3人

2 南会津町災害対策本部

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条の2

(2) 所掌事務

本町地域防災計画の定めるところにより次に掲げる事務を行う。この場合において、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努める。

ア 町の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

イ 町の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

(3) 組織

ア 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、町長をもって充てる。

イ 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、職員又は町の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、町長が任命する。

ウ 災害対策本部の具体は、次頁に示す。

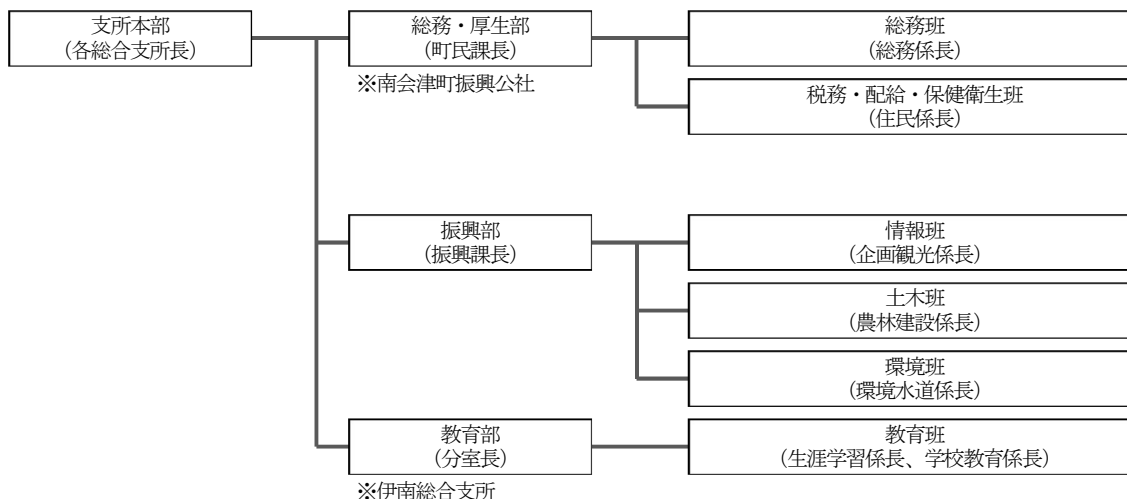
3 南会津町水防本部

水防法第3条に基づき設置し、町における河川の洪水による水災を警戒し、防御する。

南会津町災害対策本部組織編成表



支所本部組織編成表



第2 自主防災組織

1 設置の目的

災害発生時には、被害の防止または軽減のため、住民の自主的な防災活動が町や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

町では、災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、行政区等を単位として自主防災組織を設置し、それら組織の充実を図るものとする。

2 組織編成

自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めるところによるが、具体的な編成基準及び活動基準は、「第15節 自主防災組織の整備」のとおりである。

第3 応援協力体制の整備

1 隣接市町村間の相互応援

町は、地域に係わる災害について適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の友好都市や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県内外市町村との応援協定の締結も積極的に進めるものとする。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておくものとする。

2 消防の相互応援

町及び消防本部は、隣接市町村による南会津郡町村消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

また、大規模災害時における消防活動に当たるため、消防組織法による広域応援を行うための全国の消防隊員からなる緊急消防援助隊が組織されており、さらに他都道府県及び政令市等の所有するヘリコプターによる広域航空消防応援体制等の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

3 民間協力計画

町、県及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に係る公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整えるものとする。

特に、各課は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体、民間企業及び団体などとあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

第4 公共機関等の業務継続性の確保

町、県及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。なお、業務継続計画の策定にあたっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

また、業務継続体制の整備を通じて、町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努めるものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

担当：住民生活課・総合政策課

災害時には関係機関の間で迅速、確実な情報の収集が重要であり、それらを踏まえた適切な対策が求められる。町と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備を進めるとともに、設備の安全対策を講じるものとする。

第1 防災情報通信網の整備

1 福島県総合情報通信ネットワークの概要

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備える、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網である。

平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあっては、これらの一般通話の回線を統制し、迅速・的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

現行の通信網は、平成10年4月1日から運用を開始したが、平成21～24年度に更新を行い、従来の通信機能を包含した福島県総合情報通信ネットワークの整備を行った。

この通信網では、衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が拡充・強化されている。

しかしながら、東日本大震災の発生時には県庁防災システムが事故により稼働しなかったことなど、想定外の事象に備え、町では独自の情報網を設定しておく必要がある。

2 南会津町防災行政無線の概要

町は、山間部に位置し、災害時は特に交通の確保も困難な場合も想定されるため、防災行政無線の適切な配置による迅速な情報通信網の整備が重要である。

町は、災害時の住民等に対する災害情報や被害情報の提供、それらの収集伝達手段として、町防災行政無線を平成21年度から本格運用している。また、平成27年の関東・東北豪雨災害の教訓を踏まえ、田島地域と西部地域をつなぐ駒止中継局設備の電源が喪失し使用不可能となった場合でも、各地域での放送を可能とする非常用親局設備を各総合支所に整備している。

さらに、南郷地域で単独運用していた防災行政無線設備を更新し、令和4年度から全町一体的な運用が可能となった。

南会津町防災行政無線設備一覧

設備内容	設置基数
親局設備（非常用親局設備を含む）	4局
中継局設備	4局
再送信子局設備（簡易中継局を含む）	12局
屋外拡声子局設備	121局
戸別受信機	約6,100台

3 防災情報提供システム

県は下記の下記の気象、地象及び水象情報を福島地方気象台から提供を受け、総合情報通信ネットワークを通じ、町に伝達するものとする。

- (1) 気象、高潮及び波浪に関する特別警報
- (2) 気象、高潮及び波浪及び洪水に関する警報及び注意報
- (3) 土砂災害警戒情報
- (4) 指定河川洪水予報
- (5) 気象情報
- (6) 台風情報
- (7) 天気予報
- (8) ナウキャスト（降水、雷、竜巻）
- (9) アメダス
- (10) 大津波警報
- (11) 津波警報
- (12) 津波注意報
- (13) 地震に関する情報
- (14) 噴火警報等

第2 その他通信網の整備・活用

1 非常通信体制の充実強化

町、県及び防災関係機関は、大規模停電時も含め災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及、啓発

防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

また、東北地方非常通信協議会に未加入の無線通信施設等を有する機関若しくは団体又は非常通信の運用に関わりのある機関若しくは団体について、加入促進を図る。

2 その他通信連絡網の整備・活用

(1) 整備と活用

町は、その他災害時の情報伝達手段として、インターネット、CATVや共聴施設等の有線系メディアの活用のほか、コミュニティFM局等の協力についても検討するとともに、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国（東北総合通信局）等の支援による携帯無線機などの臨時的通信機器の確保、共聴施設の整備更新や耐災害性強化によるテレビ難視聴対策など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

町は、消防庁が運用するJ-ALERT（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災行

第2編 一般災害対策編〈第1章 災害予防計画〉

第2節 防災情報通信網の整備

政無線に防災（災害）情報を住民に提供するシステムを構築するとともに、情報伝達ルートの多ルート化を図り、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を行う。

さらに、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末（防災電話等）を活用するなど、使用方法の習熟を図るものとする。

(2) 災害時の機能確保

各情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

さらに、防災行政無線設備のバッテリー不具合の点検など、無線機も経年劣化により初期の性能を発揮しなくなるため、確実なメンテナンスを行うとともに、計画的な更新を行う。

3 クラウドシステムなどICTの導入に係る検討

町、県、関係機関は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第3節 気象等観測体制

担当：住民生活課・総務課

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象等観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

第1 気象等観測施設網

気象等観測施設の整備状況及び整備機関は次のとおりである。

1 雨量・水位観測施設

管理機関	観測所名	所在地	管理者名
福島県	浜野雨量水位	浜野字荒瀬	山口土木事務所
福島県	南会津建設事務所	田島字根小屋	南会津建設事務所
福島県	山口土木事務所	山口字村上	山口土木事務所
国土交通省	針生雨量観測所	針生字針生	阿賀川河川事務所
国土交通省	滝ノ原雨量観測所	滝ノ原字向原	阿賀川河川事務所
国土交通省	栗生沢雨量観測所	栗生沢字東上ノ原	阿賀川河川事務所
気象庁	舘岩地域雨量観測所	松戸原	福島地方気象台
東北電力(株)	内川発電所	耻風字山先	会津制御所
気象庁	南郷地域観測所	界字梨木平	福島地方気象台
気象庁	田島地域観測所	田島字東下原	福島地方気象台
福島県	田島ダム観測所	高野字猿窪山	南会津建設事務所

2 水位観測施設

河川名	量水標の名称	量水標の位置	管理者名
阿賀川	田島水位	長野字下大沢	南会津建設事務所
伊南川	浜野雨量水位	浜野字荒瀬	山口土木事務所
伊南川	山口水位	鶴巣字福原	山口土木事務所
阿賀川	関本水位	関本字川前	南会津建設事務所
舘岩川	舘岩水位	前沢	山口土木事務所
高野川	高野川水位	高野字下高野	南会津建設事務所
阿賀川	田島水位観測所	丹藤字中川原	阿賀川河川事務所

3 危機管理型水位計

地域名	河川名	設置箇所	水位計の位置	管理者名
田島地域	大門川	町道橋	田島字後原	南会津建設事務所
	桧沢川	針生橋	針生字上広窪	南会津建設事務所

第2編 一般災害対策編 〈第1章 災害予防計画〉

第3節 気象等観測体制

館岩地域	湯ノ岐川	湯の橋	湯ノ花	山口土木事務所
	館岩川	伊与戸橋	伊与戸	山口土木事務所
	保城川	高杖橋	森戸	山口土木事務所
伊南地域	伊南川	村上橋	大桃字上河原	山口土木事務所
	小滝川	殿小路橋	古町字千苺	山口土木事務所
南郷地域	伊南川	南郷橋	大新田字松原上	山口土木事務所
	小屋川	桜橋	山口字長淵	山口土木事務所
	鹿水川	鹿水橋	界字居平	山口土木事務所

4 河川カメラ

地域名	河川名	設置箇所	管理者名
田島地域	阿賀川	丹藤	南会津建設事務所
館岩地域	湯ノ岐川	湯ノ花	山口土木事務所
	西根川	木賊	山口土木事務所
	館岩川	たのせ	南会津町
南郷地域	伊南川	大宮橋	南会津町

第2 施設の整備

町及び関係機関は、自然災害を未然に防止するため、気象観測施設の整備、観測方法の改善に努めるものとする。

これらの気象等観測施設についても、災害時に被災することも考えられることから、平常時からそれらの施設の保守点検に加えて必要な対策を検討するものとする。

第4節 災害別予防対策

担当：住民生活課・建設課・農林課

水害、土砂災害及び雪害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策を推進する。

第1 水害予防対策

異常降雨や流域の持つ保水機能の低下により、浸水被害が増大するおそれがあるため、総合的な水害防止対策を推進する。

1 河川対策

治水施設の整備水準を高めることは、安全な社会基盤の整備を図るうえで必要不可欠である。

そのため、開発行為等による市街化の進捗状況を考慮し、流域の実態を的確に把握し、住宅密集地や災害発生の危険度の高い中小河川について、大河川の整備との整合を図りながら河川改修事業を推進し、将来の土地利用計画を踏まえた河川整備に努める。

(1) 洪水ハザードマップによる周知の徹底

ア 国及び県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川（洪水予報河川・水位周知河川）において、想定される最大規模の降雨によってはん濫が発生した場合に浸水が想定される区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、町へ通知する。

また、県は、その他の河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。

イ 町は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときには、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、ファクシミリで当該施設の利用者の洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を地域防災計画に定めるものとする。

ウ 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

2 ダムによる防災対策

ダムは、一定規模の洪水の適切な貯留や放流等の調節を行い、下流地域の水害を防止する役割を果たしている。

町の水防対策上重要な施設である田島ダムは、県により、施設の維持、補修等の管理が行われているが、特にダム放流警報発令及び解除の連絡等については、県と連携を図り、適切に実施されるように努める。

また、東日本大震災においては須賀川市の藤沼湖が決壊し大きな被害をもたらしたことから、田島ダムの耐震性の確認と決壊した場合の被害シミュレーションについて把握し、住民への周知を図らなければならない。

3 その他施設の維持補修

基幹的農業水利施設（農業用河川工作物、排水機場、ため池）は、築造後経年とともに河床変動や老朽化等により機能的に不十分になっているものもある。特に、危険施設については、監視体制を強化し定期的な点検等により、現状を把握するとともに、状況により河川管理者と協議し被害発生を未然に防止するため、必要に応じて補強工事等を実施する。

基幹的農業水利施設（農業用河川工作物、排水機場、ため池）の整備計画は、土地改良事業長期計画に基づき、緊急性の高い地区から順次整備を進める。なお、小被害の増加に対処するため、町は排水路等の改修又は新設などの整備促進を支援する。

4 災害危険箇所

地域防災計画に記載する町内の災害危険箇所のうち、河川に関するものは、「重要水防区域」、「水位周知区間」である。

(1) 重要水防区域

県下で河川法を適用する河川で、人命、財産等の生産力を守るために、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域

河川名	重要水防区域位置	予想される危険概要	担当事務所名	水防分団名
阿賀川	糸沢字居平	溢水	南会津建設事務所	第1支団第3分団
桧沢川	静川字杉ノ下乙、静川字大岩原甲	溢水	南会津建設事務所	第1支団第2分団
桧沢川	静川字風下甲、針生字上広窪	溢水	南会津建設事務所	第1支団第2分団
黒森沢川	針生字小坂	溢水	南会津建設事務所	第1支団第2分団
伊南川	山口字舟場、山口字四畝割	溢水	山口土木事務所	第2支団第3分団
小屋川	山口字村上	溢水	山口土木事務所	第2支団第3分団
伊南川	内川字居平	溢水	山口土木事務所	第2支団第2分団
伊南川	小立岩字居平	溢水	山口土木事務所	第2支団第2分団
伊南川	大桃字居平	溢水	山口土木事務所	第2支団第2分団
湯ノ岐川	湯ノ花	溢水	山口土木事務所	第2支団第1分団
保城川	森戸	溢水	山口土木事務所	第2支団第1分団
館岩川	伊与戸	欠壊	山口土木事務所	第2支団第1分団

河川名	重要水防区域位置	予想される危険概要	担当事務所名	水防分団名
館岩川	たのせ	溢水	山口土木事務所	第2支団第1分団
館岩川	熨斗戸	溢水	山口土木事務所	第2支団第1分団
館岩川	新田原	溢水	山口土木事務所	第2支団第1分団
阿賀川	糸沢字前原、糸沢字古内平	溢水	南会津建設事務所	第1支団第3分団
帯沢川	金井沢堂の後、金井沢字沢田	溢水	南会津建設事務所	第1支団第2分団
小滝川	古町字上居平、古町字千苺	溢水	山口土木事務所	第2支団第2分団
桧沢川	静川字杉ノ下乙、塩江字桧沢乙	溢水	南会津建設事務所	第1支団第2分団
鹿水川	界	溢水	山口土木事務所	第2支団第3分団

(2) 水位周知区間

洪水予報を行わない河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川の区間（水防法第13条）

河川名	水位周知区間
阿賀川	左岸：南会津町田島字清水川甲（水無川合流点）から南会津町糸沢字高畑（羽塩沢合流点）まで 右岸：南会津町田島字清水川甲（水無川合流点）から南会津町糸沢字滝ノ上（羽塩沢合流点）まで
伊南川	左岸：南会津町内川字上ノ原（内川橋）から只見川合流点まで 右岸：南会津町内川字向ノ原（内川橋）から只見川合流点まで

第2 土砂災害予防対策

県は、土砂災害による危険性の大きい箇所については、災害を未然に防止するため土砂災害危険箇所等を設定し、避難地や避難路等の防災施設や病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する対策を重点的に実施し、自然環境や周辺の景観に配慮した砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等を整備する。

また、町と連携し、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の地域住民への周知や土砂災害情報を相互に伝達する体制の整備、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成等に努め、関係機関とともに総合的な土砂災害対策を推進する。

なお、被災した土砂災害対策施設を早期に復旧するため、構造図、基礎地盤状況等の資料については、適切に保管しておくよう努めるとともに、土砂災害等の未然防止と被害を最小限にとどめるため、平常時から、危険箇所を把握し、防災パトロールの強化を図るとともに、総合的・長期的な対策を講ずる。

《土砂災害防止月間》

町は、土砂災害の未然防止及び被害の軽減を図るためには、広く町民に土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る必要があることから、土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）において、土砂災害の周知・啓発に係る広報活動を行うものとする。

1 土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所は、土砂災害が発生するおそれのある箇所を周辺住民に周知するとともに、緊急時における警戒避難体制を確立するため、県が総点検し公表したものであり、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所をいう。

2 土石流対策

町は、関係機関より土石流危険渓流や砂防指定地、土石流災害に対処するため警戒避難基準に関する資料の提供を受ける。また、土石流災害による被害を軽減するため、県と連携し、危険箇所の周知、雨量等の情報提供に努め、警戒避難体制の整備を促進させる。当面の防災対策としては、土石流発生危険渓流の標示、警報の伝達、避難措置等の方法を定め、緊急時に際して区域ごとに適切な措置がとれるよう警戒体制の整備を図る。

3 地すべり対策

町は、関係機関より地すべり危険箇所や地すべり防止区域、地すべりに対処するための警戒避難基準に関する資料の提供を受ける。さらに、地すべり災害による被害を軽減するため、県と連携し、危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、警戒避難体制の整備を促進させる。

4 急傾斜地崩壊対策

町は、関係機関より急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れに対処するための警戒避難基準に関する資料の提供を受ける。

これらのがけ崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるため、県と連携し、平常時から危険箇所の把握と防災パトロールを強化するとともに、情報の収集、気象予報、警報発令時の伝達、周知方法等について定め、避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させる。

5 土砂災害警戒区域等の対策

(1) 土砂災害に対する警戒避難体制

町は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

(2) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

町は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、町は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(3) 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

町は、地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、

土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する。

6 道路落石等防止対策

町には、山地を通る道路が多いため落石等により交通網の寸断と住民生活の安定を損なうおそれがある。そのため、町は、県と連携し、交通の安全確保と住民生活の安定を図るため、定期的に落石等のおそれのある箇所の点検を実施し、安全の確保に努める。また、山腹崩壊による落石を防止するため、関係機関へ危険箇所の修復について協力を要請する。

7 治山対策

森林は、水源のかん養や保健休養の働きとともに、土砂災害の発生防止・土砂災害の際の人家への被害の緩和等、土砂災害予防対策に重要な機能を有している。

町は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険地区の予防対策により、山地に起因する災害から住民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある町土を形成するため、県と連携し、危険度を把握するための定期的な点検・調査を実施し、危険性の高い地区については、治山施設、地すべり防止施設の整備、治山ダムの設置、山腹崩壊箇所の復旧等を治山事業計画に基づいて計画的に実施する。

8 森林整備対策

町は、治山事業、森林整備事業、森林病虫害防除事業等の計画に基づき、森林管理署、県、森林組合、森林所有者と連携し森林整備を推進する。

9 宅地防災対策

(1) 宅地造成に伴う災害防止の周知

町は、梅雨期及び台風期に備え、住民及び事業者に注意を促し、宅地造成等規制法及び都市計画法に基づく必要な防災対策を行うよう指導する。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

町は、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域（建築基準条例により建築を制限している区域）に存在する既存の不適合住宅の移転を促進するために、国、県と連携し、移転について指導する。

10 土砂災害が発生するおそれがある箇所

地域防災計画に記載する土砂災害が発生するおそれがある主な箇所は次のとおりとする。

- (1) 崩壊土砂流出危険地区（資料編）
- (2) 土石流危険溪流（資料編）
- (3) 地すべり危険箇所（資料編）
- (4) 山腹崩壊危険地区（資料編）
- (5) 急傾斜地崩壊危険箇所（資料編）
- (6) 土砂災害警戒区域等（資料編）

第3 雪害予防対策

降積雪期においても町民の安心・安全な日常生活や円滑な産業経済活動が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、雪害の発生による被害を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援などに関する対策を実施するものとする。

1 町の活動体制

町は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るものとする。

町は、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

2 建築物の安全確保

(1) 公共建築物

ア 施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪降ろしを行う。

イ 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を行い、調査の結果により適切な修繕・補強を行う。

ウ 降雪期前に、建物の点検を行い、必要があれば補修、補強を行う。

エ 庁舎、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに災害時の応急活動の拠点となるものであるから、これらの除排雪対策を確立し、その保全を図るようにする。

オ 野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。

カ 雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、必ず立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行う。

(2) 一般建築物

町及び県は、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪降ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

3 道路交通の確保

各道路管理者は、冬期間の道路交通を確保するため、迅速かつ的確な除雪体制の推進を図るとともに、雪崩等による交通災害を防止するため、雪崩防止柵やスノーシェッド等の雪害防止施設の整備に努める。

また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される地域においては、凍結防止剤の散布による凍結防止対策や道路情報板等により気温、路面状況並びに道路管理者の行う通行規制状況等について情報提供をするなどの方策を講じるものとする。

特に、短期間の集中的な大雪時は、「人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方として対応することとし、出控え等の要請と社会全体のコンセンサスの形成、計画的・予防的な通行規制、集中除雪の実施及び立ち往生車両が発生した場合の迅速な対応等に取り組むものとする。

また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、各道路管理者は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努

めるものとする。

4 公共交通の確保

(1) 鉄道交通の確保

冬期間の鉄道輸送を確保するため、鉄道事業者は、融雪用機材の整備・保守点検及び除排雪要員の確保等について計画的な推進を図るものとする。

(2) バス交通の確保

バス事業者は、道路管理者と事前協議し、除排雪協力体制を確立しておく。

また、全線の運行を把握し、利用者に対して的確に情報提供できるよう情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制を図っておく。

5 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は雪害対策用機材の整備・保守点検及び要員の確保等について計画的な推進を図るものとする。

6 雪崩対策等の推進

(1) 雪崩危険箇所の周知及び危険防止

県は、地形的に雪崩の発生しやすい危険箇所については、災害を未然に防止するため災害危険区域を設定し、雪崩対策事業等を推進するとともに、町と連携しながら、雪崩危険区域等を地域住民に周知し、注意を喚起するとともに、必要に応じて巡視を行い、異常現象等の早期発見に努めるものとする。

また、町は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について、住民に適宜広報を行い、注意を喚起するとともに、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難指示等を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに避難所への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

さらに、雪崩防止施設等の適切な維持管理を図るため、構造図、基礎地盤状況等の資料については、適切に保管しておくように努めるものとする。

(2) 雪崩災害危険箇所

雪崩災害危険箇所（雪崩危険箇所一覧表）は、資料編に記載する。

7 孤立集落の防止

(1) 実態の調査と救助計画の策定

町は、孤立化のおそれがある集落について、事前に実態を把握するため調査を行うとともに、万一に備え、救助計画を策定しておくものとする。

(2) 機能の維持

町は、孤立化のおそれがある集落の機能維持を図り、住民の安全を確保するため、必要な資機材の整備を行う。

(3) 連絡体制の整備

町は、関係機関と連携し、孤立化のおそれがある集落と役場等との通信を確保するため、連絡体制の整備に努める。

消防、警察等は、有線施設の障害に備え、防災無線等を活用できる体制を確保する。

(4) 救急、救助計画の整備

消防、警察等は、急病人の発生や雪崩等の災害発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。

なお、孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターの活用が有効であることから、町は孤立化のおそれがある集落のヘリポート適地を選定し、除排雪計画の策定に努めるなど受入れ体制を整備しておく。

(5) 生活必需品の確保

町は、孤立化のおそれがある集落住民に対して、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄を行うよう啓発する。

また、孤立する可能性のある集落等には、非常食・飲料水等の備蓄用品を指定避難所へ整備しておく。

8 ボランティアの活動支援

(1) 体制

町は、ボランティアの受入れ体制として、「第17節第3 ボランティアの連携体制の整備」に定める体制を整備するものとする。

(2) 受入れ

ボランティアは町及び町社会福祉協議会で協議し必要に応じて募集するものとし、受入れ窓口は、町及び町社会福祉協議会が協議して一本化に努める。

9 避難行動要支援者の避難行動

(1) 避難行動要支援者の情報把握と共有

町は、降雪期前に避難行動要支援者名簿に基づき、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら個別訪問等を行い、支援を必要とする避難行動要支援者の情報を収集し、支援内容の把握等に努める。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

災害発生後、直ちに在宅の避難行動要支援者の避難行動を手助けできるのは、近隣住民であることから、町及び県は、身近な地域において、迅速に安否確認、除排雪協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取り組みが実施されるよう啓発する。

また、町は一人一人の避難行動要支援者に対して複数の避難支援を行う者（以下「支援者」という。）を定めるなど、避難支援対策の整備に努めるものとする。

なお、降積雪期に、町は定められた避難行動要支援者へ定期的に個別に訪問し、積雪状況、健康状態、備蓄状況等の情報を把握し、支援者との情報共有に努める。

必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪協力等を行うものとする。

10 広報活動

(1) 防災意識の高揚

雪害を最小限にとどめるためには、住民をはじめ各防災関係機関等が雪の知識と防災対応について、日頃から習熟するよう努める。また、除排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するため事前の注意喚起に努める。

このため、町をはじめ各防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、注意喚起に努め、さらに、継続的に啓発活動を行っていくものとする。

(2) 住民に対する防災知識の普及

町及び県は、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動など適時的確に防災知識の普及啓発を図る。また、事前に除排雪に伴う注意点を報道機関等を通じて喚起する必要がある。

また、町、県及び各道路管理者は、集中的な大雪が予想される場合には、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることの周知に努める。

併せて、雪道を運転する場合は、気象条件や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくことを心掛けるよう周知に努める。

第5節 火災予防対策

担当：住民生活課・消防本部

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施するものとする。
なお、林野火災対策については、事故対策編林野火災対策計画に定める。

第1 消防力の強化

1 消防力の強化

町は「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防機械等の整備にあたっては、年次計画を立て、国庫補助制度、過疎対策事業債等を活用して充実強化を図り、また、消防団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら適正な配置に努める。

2 消防水利の整備

町は、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利の整備及び、河川、池、湖沼等の自然水利の確保により、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適正な配置を行い、「消防水利の基準」を達成するよう努める。

3 救助体制の整備

町は、自主防災組織にコミュニティ防災資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

4 消防団の育成強化

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかし、近年の消防団は、団員対象者の減少や生活圏域の広域化による活動の衰退、団員の高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

町は、次のような消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(1) 消防団員の技術向上

町は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、必要に応じ県消防学校に派遣する等の研修を実施する。また、防災士の資格取得に対し、必要な支援を行う。

(2) 地域住民の理解・協力の確保

消防団員の知識・技能等は、町にとって有用であり、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(3) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請を通じて、消防団への参加を促進する。また、機能別消防団員（先遣隊）の確保に努め、初期消火や後方支援活動の充実を図る。

第2 広域応援体制の整備

町及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な広域応援体制の確立を図る。

第3 火災予防対策

1 火災予防思想の普及啓発

住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町、県及び消防本部は、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅用防災機器等の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護者又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について、福祉関係者と連携し、優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。

そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施する。特に旅館、店舗等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し防火管理者に対する防火体制の徹底について指導する。

5 火災原因調査

消防本部は、火災原因の究明を行い、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

第4 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

町及び消防本部は、災害発生時における初期消火の実効性を高めるために、各家庭における消火器等の普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理についても指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

町及び消防本部は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

町及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

4 事業所の初期消火体制の整備

町及び消防本部は、火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第5 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

町及び県は、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

町及び県は、公共建築物は原則として耐火構造とするが、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分にかんがみた上で耐火構造の要否を判断するものとする。公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発指導する。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設、研究施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、消防本部はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第6節 建造物及び文化財災害予防対策

担当：生涯学習課・建設課

市街地の高密度化や建造物の用途や設備が多様化している一方、依然として町には、木造建築物が多く、建造物防災対策も状況に応じて行う必要がある。

また、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、町教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

1 民間の建造物

町は、家屋の不燃性及び建築物の安全性を確保する必要から、火災、風水害などの災害に対して、防災性の高い建築物の建設を促進するため、住宅金融支援機構をはじめとした融資制度や国の助成制度の活用により、耐火性の高い建築物への改修等に向けた指導を行う。

2 公共建築物の対策

町は、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に資格を有する者に建築物及び建築設備（以下本項において「建築物」という。）の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

第2 特殊建築物、建築設備の防災対策

建築基準法第12条の規定により、特定行政庁の指定する特殊建築物の所有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に建築士又は国土交通大臣が定める資格を有するものに調査させて特定行政庁に報告することが義務付けられている。特定行政庁は、この報告により建築物の防災、特に防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

第3 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及啓発

住民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、消防機関への通報設備、防火壁・防火戸、消火器・簡易消火用具、消火栓、スプリンクラー設備、消火用水、避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

また、災害発生時の消防活動を速やかに実施できるようにするため、十分な進入通路を確保するものとする。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火・禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

4 予防査察の徹底

消防機関は、町教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

5 訓練の実施

町教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

第7節 電力、ガス施設災害予防対策

担当：住民生活課・総務課

台風、洪水、雷、風雪害等に対する災害予防の対策を講じ、電気設備及びガス施設の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止することを目的とする。

第1 電力施設災害予防対策

1 防災体制の確立

電力事業者は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、事業所に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制について定めておくものとする。

2 事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

ア 風害対策

風害については、各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処するものとする。

イ 土砂災害対策

土砂崩れなどが起こるおそれのある箇所の送電設備については、ルート変更又は擁壁や石積みによる補強等を実施するものとする。

ウ 雪害対策

鉄塔などの送電設備については、耐雪設計及び耐雪構造を採用し、電線は難着雪化対策を行うものとする。また、降雪期前に樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害が予想される場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

エ 雷害対策

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行うものとする。

また、気象通報等により雷害が予想される場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

(2) 電気工作物の点検

電気工作物は、常に法令に定める電気設備技術基準に適合するよう確保し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとする。

(3) 災害対策用資機材の確保

災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。また、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき、他電力会社及び電源開発(株)と災害対策用資機材等の相互融通

第2編 一般災害対策編〈第1章 災害予防計画〉

第7節 電力、ガス施設災害予防対策

体制を整えておくものとする。

(4) 災害用資機材の輸送体制の確立

災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、ヘリコプターなどの輸送力の確保に努めるものとする。

また、車両については、駐車場の確保を適正に行うものとする。

(5) 防災訓練等の実施

従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるとともに、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。

また、町が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第2 ガス施設（L Pガス）災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

(1) L Pガス設備の強化計画

ア 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。特に、屋根からの落雪で壊れないような対策を講ずるとともに、除雪時においてもL Pガス設備に損傷を与えないような措置を講ずるものとする。

イ 安全器具の設置

耐震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターの設置を図り、より高度な保安を実現するものとする。

ウ ガス放出防止器の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。

なお、設置に当たっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

(2) 情報収集のための無線通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに、使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておくものとする。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

- ウ 点検用工具類
- エ 非常食、飲料水
- オ 救急医薬品
- カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）
- キ 補修用・仮設住宅用機器（充電用容器、ガスメーター、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ（一社）福島県LPガス協会が設置する現地对策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）に当たっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所などを優先して策定するものとする。

(5) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、町の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れなどが発生した場合、適切に対応できるよう、町及び防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第8節 緊急輸送路等の指定

担当：建設課

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、県の指定した緊急輸送路との整合を図り、計画的な整備を実施する。

第1 緊急輸送路等の指定

町及び県は、地域内における緊急輸送を確保するため、緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸場及び物資受入れ拠点を指定するものとする。

1 県が指定する緊急輸送路

(1) 県は、県庁（県災害対策本部）、地方振興局（県災害対策地方本部）、町災害対策本部等及び隣接県の主要路線と接続する路線等を緊急輸送路として指定する。

なお、本町において指定されている緊急輸送路は次のとおりである。

(2) 確保すべき路線の順位は、次のとおりとする。

ア 第1次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線

イ 第2次確保路線

県災害対策本部、町災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で優先的に確保すべき路線

ウ 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

緊急輸送路線（県指定）

	種別	路線名	区間	
第1次確保路線	国道	121号	栃木県境～下郷町境	
		289号	国道121号～只見町境	
第2次確保路線	国道	352号	国道121号～檜枝岐村境	
		401号	国道289号～国道352号	
	県道	会津田島停車場線	国道121号～町道田島駅前線	
町道		西町1号線	国道121号～南会津地方振興局	
		後原丹藤線	国道121号～南会津町役場	
		田島駅前線	県道会津田島停車場線～会津田島駅	
第3次確保路線	県道	栗山館岩線	国道352号～南会津町役場館岩総合支所	
		町道	風下線	びわのかげ公園を結ぶ
			小出・田島線	国道401号～南会津消防署伊南出張所
			小塩線	国道401号～南会津町役場伊南総合支所
山口24号線	国道401号～南会津町役場南郷総合支所			

2 町が指定する緊急輸送路

町は、地域における緊急輸送を確保するため、緊急輸送路を次のとおり指定する。

種別	路線名	区間
県道	高埴田島線	国道121号～下郷町境
町道	後原丹藤線	南会津町役場～田島小学校

3 ヘリコプター臨時離着陸場

町は、空路からの物資受入れ拠点としてヘリコプター臨時離着陸場を指定する。

ヘリコプター臨時着陸場

番号	名称	所在地	管理者	消防防災航空センターからの所要時間
1	田島中学校グラウンド	田島字後原 3437	学校長	約 25 分
2	南会津警察署	田島字大坪 54-1	警察署長	約 25 分
3	御蔵入交流館駐車場	田島字宮本東 22	教育長	約 25 分
4	びわのかげ運動公園陸上グラウンド	永田字批把影 19-1	指定管理	約 25 分
5	びわのかげ運動公園芝生広場	永田字批把影 19-1	指定管理	約 25 分
6	だいらスキー場駐車場	針生字昼滝山 1951	指定管理	約 25 分
7	南郷小学校グラウンド	山口字船場 885-1	学校長	約 25 分
8	旧南郷第二小学校グラウンド	下山字下川原 31	町長	約 25 分
9	南会津中学校グラウンド	鶴巣字平林 573	学校長	約 25 分
10	館岩グラウンド	松戸原 55	指定管理	約 25 分
11	旧上郷小学校グラウンド	井桁 3	町長	約 25 分
12	伊南小学校グラウンド	古町字石原 525	学校長	約 25 分
13	仲川原運動公園	小塩字上ミ原 80	町長	約 25 分
14	南郷グラウンド	山口字村山 1074	指定管理	約 25 分
15	南郷スキー場駐車場	界字湯の入 293	指定管理	約 25 分
16	高畑スキー場駐車場	大桃字一の間々 20-3	指定管理	約 30 分
17	高杖グラウンド	高杖原甲 535	指定管理	約 30 分
18	しらかば公園 多目的運動場	湯ノ花 1389-2	指定管理	約 25 分
19	さいたま市立館岩少年自然の家グラウンド	宮里字向山 2847	さいたま市	約 25 分

第2 緊急輸送路等の整備

緊急輸送路の管理者は、その施設等の整備を計画的に図るものとする。

第3 輸送車両の確保

町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

また、緊急輸送物資に必要なバス・トラック等の車両調達について、町内の関係業者等との連携を図り、必要に応じて協議を行い、協力体制を確保する。

第9節 避難対策

担当：住民生活課・総務課・健康福祉課・商工観光課・学校教育課・社会福祉協議会

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、町及び防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

第1 避難計画の策定

町は、洪水や山崩れ、地すべり等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項に留意した避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定にあたっては、避難先の伝達方法、避難の長期化や、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮するものとする。

町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難等がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

さらに、町は、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築及び実践的な訓練の実施に努めるものとする。

1 避難指示等が発令する基準

(1) 避難指示等の判断基準の策定について

町は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））の設定例等を踏まえ、定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準として、策定した「南会津町避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき避難指示等が発令する。

また、町は、住民に対して避難指示等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努めるものとする。

なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等が発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。避難指示等の発令対象区域については、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努め

るものとする。

ア 町は、避難指示等の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示等の発令のタイミングや判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮する。

イ 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を策定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

ウ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(2) 指定行政機関等による助言

町は、上記判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言及び策定に関する支援（以下、「助言等」という。）を求めることができる。この場合、助言等を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

2 避難指示等の伝達方法

このことについては、「第2章 第10節 第1」を参照するものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

このことについては、「第1章 第9節 第2・第3・第4」を参照するものとする。

4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

避難路については、「第1章 第9節 第5」を参照するものとする。

誘導方法については、「第2章 第10節 第3」を参照するものとする。

5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

(1) 給水・給食措置

ア 飲料水・食料の備蓄

飲料水・食料は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水・食料の備蓄に努めるものとする。また、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合には、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成するものとする。

その際、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等も備蓄し、必要な方に確実に届けるなど、食物アレルギーの避難者など要配慮者の利用にも配慮するものとする。

イ 生活用水の確保

飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるようタンク、貯水槽、井戸等の整備に努めるものとする。

ウ 食物アレルギーの防止等食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにするものとする。また、周りから目視で確認できるように食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用するものとする。

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合は、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましい。

エ 一定期間経過後の食事の質の確保

一定期間経過後の避難所での食事の提供にあたっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮など、質の確保についても配慮するものとする。

(2) 毛布、寝具等の支給

避難所の寝床については、初動は避難者の生命、身体の保護を念頭に置き、地域、時期等により個々の実情において、タオルケット、毛布、布団等の寝具を確保し、暑さ寒さの緩和に努めるものとする。次いで、就眠環境改善のため、マットや段ボールベッド等簡易ベッドの確保に努めるものとする。

(3) 衣料、日用必需品の支給

ア 生活必需品等の備蓄

生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、避難者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示したもの等を備蓄しておくことが望ましい。

(ア) 洋服上下、子供服等の上着、シャツ・パンツ等の下着

(イ) タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

(ウ) 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

(エ) 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

(オ) 茶碗、皿、箸等の食器

イ 避難者一人一人のニーズの違いへの配慮

女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資（プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、液体ミルク、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液等）を備蓄するものとする。

また、公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じることも想定し、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・企業等との協定の締結や、他の地方公共団体と災害援助協定を締結することに努めるものとする。生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付したり、女性専用のスペースや女性トイレに常備しておくなど、配付方法の工夫に配慮するものとする。

(4) 負傷者に対する応急救護

大規模災害の発生直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した住民が運び込まれることが予想されるため、応急的に避難者や当該地域の中で医療機関や医療関係者に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や救護班の派遣に努めるものとする。(可能な限り医療機関に対応を求める)

(5) ペットとの同行避難のための資機材等の支援

ペットとの同行避難の受入れ等については、飼い主である避難者の命を守る観点から重要であり、各避難所におけるペットとの飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、ペットの預け先の確保(避難所で飼養できない場合等の預け場所)、支援者(獣医師会や愛護団体等)との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。

(6) 在宅避難者への支援

避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の実情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とするものとする。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る避難者に対する情報発信の場所となるとともに、当該避難者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置するものとする。

また、在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、支援物資、医療・福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるものとする。

特に、在宅医療患者(医療的ケア児を含む)等、必要な薬剤・器材等(水・電気等を含む)を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係各課・団体等と連携を図り特に配慮するものとする。

6 指定避難所の管理に関する事項

避難所は、次の事項に関し管理を徹底するものとするが、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査し、避難所としての適性について当該施設の管理責任者等と平常時から検討を行い、避難機能の充実に努める。

(1) 避難所の管理・運営責任者(原則として町職員を指定)及び運営方法

ア 運営責任者の配置

避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し、避難所の運営を行うものとする。その際、運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありうるため、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておくこと。

また、災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮するものとする。

イ 運営責任者の役割

(ア) 避難所に避難した避難者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備すること。

(イ) 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常

に、町等の行政機関（災害対策本部）や近接する他の避難所と連絡をとること。

- (ウ) 避難所の運営にあたって、必要な班編成を行い、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えること。また、必要に応じて、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを置くこと。
- (エ) 発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、避難所に滞在する避難者への周知に努めること。
- (オ) 避難所名簿に基づき、常に避難者の状態やニーズを把握し、救助にあたり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うため、町に連絡すること。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、町と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡を取ることが望ましいこと。
- (カ) 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、要配慮者支援連絡会議を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有に努めること。また、関係機関等に、支援活動の状況把握や調整を担当できる者の派遣を要請する等、外部からの人材の活用を努めること。

(2) 避難受入中の秩序保持

ア 住民による自主的運営避難所

- (ア) 避難所の運営担当者は、避難所の設置後、施設管理者や町職員による運営から避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、その立ち上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるように支援するとともに、避難者による自発的な避難所での生活のルール作りを支援するものとする。
- (イ) 住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どもがいる家庭等のニーズや、生理用品等助成に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにするものとする。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること。
- (ウ) 住民による自主的な運営を進めるにあたっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮するものとする。

イ 防火・防犯対策

- (ア) 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ごみ集積場所等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るとともに、火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に提示するものとする。
- (イ) 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行うものとする。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、避難者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底するものとする。避難所の治安・防犯等の観点からは、必要に応じて、警備員等の雇用も検討すること。
- (ウ) 指定避難所等において、避難者やその支援者が、性暴力やDV、ハラスメントの被害者及び加害者にならないよう、「暴力は許されない」という意識の普及・徹底を図るものとする。

る。

(3) 避難者に対する災害情報の伝達

避難者が必要とする情報は、1) 避難誘導段階、2) 避難所設置段階、3) 避難所生活段階、4) 応急仮設住宅設置段階、5) 応急仮設住宅生活段階など、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、避難者の必要性に即した情報を的確に提供するものとする。

また、町から避難所や地域への情報提供ルートを確立するものとする。一方で町内の避難所の状況、被災者数、避難所内の問題等を県へ情報提供できるような体制を確立しておくものとする。

(4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

災害発生から一定の時間が経過した段階においては、被災者支援制度に関する情報や、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、避難者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供するものとする。

また、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供することに努める。

(5) 避難者に対する各種相談業務

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置するものとする。その際、女性の障がい者等が安心して相談できるようにするため、窓口には女性を配置することが適切であること。

また、そうして把握した避難者のニーズについて、避難所において対応できない場合には、必要に応じ、避難所の責任者から町へ、町でも対応できない場合は、県へと適切に伝えていく仕組みを構築するものとする。

外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向けの相談体制について配慮することが望ましい。

7 指定避難所の整備に関する事項

避難所には、次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、または必要な時に直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

(1) 受入施設

避難所としての開放範囲（避難スペース及びその他の必要スペース）については、あらかじめ施設管理者と協議し定めておくものとする。

体育館等の大空間においては、避難の長期化が見込まれる場合には、地域の実状等も十分踏まえながら、早急に仮設間仕切り等によりプライバシーの確保に努めるものとする。また、学校の多目的室など、既に冷暖房施設が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペース等については、要配慮者の避難場所にあてるなどの配慮が必要である。

また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、避難者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、避難者の理解に努めるものとする。

(2) 給食・給水施設

一定期間が経過した段階において、避難者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るといった観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めるものとする。

また、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に

努めるとともに、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮するものとする。

なお、一定期間が経過した段階においては、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに必要な水量が増加することから、水量が確保できるよう早期の水道施設の復旧を進めるものとする。

(3) 情報伝達施設

避難所に対し、各種情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための設備の整備が必要であり、災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、Wi-Fi 環境等の通信設備の整備等を進めるものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、発災時から、通信環境を確保するため、自家発電装置、非常用発電機及び衛星電話が設置されていることが望ましい。

(4) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理するものとする。

トイレの個数については、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約 50 人当たり 1 基、避難が長期化する場合には約 20 人当たり 1 基、トイレの平均的な使用回数は 1 日 5 回を一つの目安として、備蓄や災害時トイレの確保計画を作成することが望ましいものとする。

また、衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう、平時から備蓄に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法等を周知するための手段についても、あらかじめ準備しておくものとする。

(5) ペット等の保管施設

衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。

8 要配慮者に対する避難誘導計画

町は、防災に関する一般的広報に加え、防災指導、定期訪問事業等の機会を捉え、在宅要配慮者やその家族に対し、家庭内での在宅要配慮者の安全対策について指導する。

また、地域住民に対して、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「災害から在宅要配慮者を守る」という自主防災意識の普及啓発を図る。

(1) 情報の伝達方法

町は、要配慮者各自の情報伝達方法についてきめ細かく把握し、消防団や自主防災組織、福祉関係者等と連携し、情報伝達体制を整備する。避難支援のための通信の確保に当たっては、適切な通信手段を選択し、平常時から確認し合うと同時に、要配慮者を支援するための専用の通信手段の構築等を図る。

(2) 避難及び避難誘導

要配慮者の避難誘導については、地域の助け合いを基本として、町の防災組織等の自主防災組織が、民生・児童委員、保健協力員等と連携し、高齢者、障がい者等、要配慮者の避難所への避難

誘導を行う。

また、町は、総括部と厚生部の連携を確立し、要配慮者や避難支援者への避難勧告等の伝達を円滑に行うため、災害発生後速やかに厚生部を中心とした横断的な組織として「要配慮者支援チーム」を設け、要配慮者の支援業務を的確に実施する。

(3) 避難所における配慮等

町は、要配慮者支援チームが中心となり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得ながら、各避難所内に要配慮者用の窓口を設置し、要配慮者からの相談対応や確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施する。

(4) 福祉避難所への移送

町は、要配慮者に対する救援措置として、避難所へ避難した要配慮者のうち避難所の生活に適応できないと判断した住民については、民生・児童委員等の福祉関係者や消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携し、福祉避難所（保健センター・老人福祉センター）へ移送する。

(5) 避難所へ避難していない要配慮者の対応

避難所へ避難している要配慮者への対応については、町の防災組織（救護班）が出動し、要配慮者支援チームや民生・児童委員、保健協力員等と連携し、要配慮者を把握し必要な救護を行う。要配慮者支援チームは、民生・児童委員、保健協力員等の協力を得て、避難所に避難していない要配慮者の緊急安全調査を行い、生活状況、健康状態、環境衛生等を勘案し、必要に応じ医師等の意見を求めたうえ、適切な救護策や必要な福祉保健サービス等の提供を行う。

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

(1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行及び町ホームページへの掲載

このことについては、「第1章 第9節 第6」を参照するものとする。

(2) 標識、誘導標識等の設置

町は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(3) 住民に対する巡回指導

このことについては、「第1章 第9節 第6」を参照するものとする。

(4) 防災訓練の実施等や防災マップの作成・配布

町は防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、避難計画の内容について住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。選定基準により難しい場合は、地域の実情に応じて定めるものとする。

1 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質、その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認

第2編 一般災害対策編〈第1章 災害予防計画〉

第9節 避難対策

めるときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。また、町は、災害の想定等に応じて必要性があると判断される場合は、近隣の市町村の協力を得て指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

- (1) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入れに供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水が発生した場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。
 - ア 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃、その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下、その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
 - イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。
- (3) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有すること。
- (4) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。
 - イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

2 管理者の同意等

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

第3 指定避難所の指定等

町が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続をしておくものとする。

1 指定避難所の指定

町長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、人口の状況、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定するものとする。また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等も含めて検討するよう努めるものとする。

- (1) 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに避難者等を受入れ、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。
 - イ 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を受入できるよう配置する。
 - ウ 指定避難所は、崖崩れや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。
 - エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。
 - オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

2 管理者の同意

町長は、指定避難所を指定しようするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

6 指定した避難所の運営・管理

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。
- (2) 指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器の整備を図るものとする。
- (3) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、紙おむつ、生理用品等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- (4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (5) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- (6) トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するよう努めるものとする。
- (7) 性暴力やDVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するよう努めるものとする。
- (8) 性暴力やDV、ハラスメントについての注意喚起のための張り紙を提示するなど、避難者の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、各支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (9) 避難者への体調管理の呼び掛けや、熱中症の予防・対処に関する普及啓発等に努めるものとする。
- (10) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者間のスペース確保のほか、非接触型体温計の配備等適切な対応を講じるよう努めるものとする。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

1 指定緊急避難場所と指定避難所

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

2 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、避難者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

3 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会（公立学校の場合）及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

4 県有施設の利用

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、町から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

5 その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合や、避難が長期化する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

第5 避難路の選定

町が策定する避難計画の避難路の選定基準等は、概ね次のとおりとする。

- (1) 避難路は、おおむね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第6 避難場所等の居住者に対する周知

町は風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難路等について周知徹底するとともに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを

第2編 一般災害対策編〈第1章 災害予防計画〉

第9節 避難対策

日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、町は、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。

町は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップ等の作成を行い、印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項

第7 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に、以下の事項に留意して避難に関する計画及び避難マニュアルを作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

また、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。加えて、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 園児、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通園、通所、通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

また、町は、社会福祉施設等（特別養護老人ホーム・高齢者生活福祉センター・知的障がい者更生施設）と防災無線または携帯電話により緊急連絡体制をとり、非常時の対応を行う。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

町には多数の観光客等が訪れるため、旅館・ホテル・民宿等の不特定多数の人が出入りする施設においては、避難場所、避難経路、避難時期並びに誘導及び指示伝達の方法等についてあらかじめ定めておくものとし、平常時より来訪者にはそれらの事項を適切に伝えなければならない。

5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外も含めた市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めることとし、県や関係団体は、その策定に助言や協力、調整を行う。

第8 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

町及び県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について、庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第9 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。町及び県は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下

第2編 一般災害対策編〈第1章 災害予防計画〉

第9節 避難対策

のとおり周知啓発を図るものとする。

- (1) 自宅や職場の自然災害の危険性について、町が作成した防災ハザードマップ等で確認すること。
- (2) 指定避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- (3) 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
- (4) 上記について、マイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第10節 医療(助産)救護・防疫体制の整備

担当：住民生活課・健康福祉課

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測される場所である。

町は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療（助産）救護体制の整備

1 医療（助産）救護活動体制の確立

町及び県は、災害時における医療（助産）救護活動体制について、関係機関と調整をし、その確立を図る。

(1) 町

町は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

- ア 救護所の指定及び整備と住民への周知
- イ 救護班の編成体制の整備

(2) 県

県は、町が行う医療（助産）救護体制の確立について協力するとともに、次の事項を含めた後方支援体制の確立を図る。

また、保健福祉事務所は、医療（助産）救護活動に関する標準的な活動指針として策定した福島県災害医療行動計画（令和3年3月）に基づき、医療機関、医師会、歯科医師会及び町などの関係機関と災害医療ネットワークの確立を推進する。

- ア 統括調整機関としての県保健福祉事務所の機能強化
- イ 災害拠点病院の整備
- ウ 災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の編成計画及び救急医療資器材等の整備
- エ （一社）福島県医師会、（公社）福島県歯科医師会、関係団体との協議・支援体制の整備

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

3 血液確保体制の確立

町及び県は、災害時における血液の不足に備え、平常時の献血促進について住民への普及啓発を図る。

4 後方医療との連携及びAED設置

町は、重篤患者など町内の医療機関で対応できない場合に備え、会津若松市などの後方医療機関との連携体制を整える。

また、医療機関外において重篤患者等が発生した場合、早急な手当てを行うことが重要であることから、自動体外式除細動器(AED)を設置した施設の増加を図り、設置施設の管理者が操作方法等を習熟できるよう指導する。

5 傷病者等搬送体制の整備

(1) 搬送手段の確保

町、消防機関等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の輸送について、自動車、ヘリコプターなど複数の手段を確保しておくものとする。

(2) 搬送経路、搬送拠点の確保

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合や重症患者の広域輸送を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路や広域搬送拠点を確保しておく。

(3) ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立させておく。

6 医療関係者に対する訓練等の実施

町及び県は、災害発生時に迅速かつ円滑な医療(助産)救護活動が行われるよう医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

町及び県は、被災地における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

町及び県は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 感染症患者等に対する医療体制の確立

町は、被災地において感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者(以下「患者等」という。)の発生が予測されることから、感染症指定医療機関への患者等の移送体制の確立を図る。

第11節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

担当：農林課・環境水道課・健康福祉課・商工観光課・総務課・税務課

町、県及び防災関係機関は、災害時の住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図る。また、住民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

第1 食料、生活物資の調達及び確保

1 食料

(1) 町は、住民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなどして食料の調達体制の整備に努める。

(2) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等の要配慮者については、関係機関、団体等の福祉関係者と連携し、平常時から供給体制を整備し、円滑な食料供給ができるよう努めるものとする。

(3) 町が備蓄を行うにあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けたり、指定避難所等に最低限の備蓄を行うなどの体制の整備に努める。

また、備蓄数量の設定にあたっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

なお、備蓄数量は、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて更新するものとする。

(4) 町及び県は、防災週間や防災関連行事、町の広報等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図るものとする。

(5) 町及び県は、災害応急対策に従事または応援派遣する職員用食料の確保、および相互応援協定で派遣される他自治体職員やボランティアの食料の確保に努めるものとする。

2 生活物資

(1) 町は、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ生活物資の備蓄を行うとともに、販売業者等と物資調達に関する協定を締結するなどして生活物資の調達体制の整備に努める。

なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定するものとする。

(2) 備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、ブルーシート、土のう袋、簡易トイレ、要配慮者向け用品などが考えられる。

第2編 一般災害対策編〈第1章 災害予防計画〉

第11節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

また、避難所での生活が長期化する場合に必要となる備品の調達についても検討しておく必要がある（第2章災害応急対策計画 第11節避難所の設置・運営 第2避難所の運営を参照。）。

- (3) 町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設け、さらに必要に応じて施設の建設を行うなどの体制の整備に努める。

また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

なお、備蓄数量は、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて更新するものとする。

- (4) 町及び県は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、生活物資や非常持出品を日ごろから備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努めるものとする。
- (5) 放射能汚染事故等による他市町村からの避難者受け入れ時には、県災害対策本部、赤十字社福島支部、各種NPO団体との連携を図りながら計画的な生活物資の調達に努めるとともに、生活物資配給センターを設置し、避難者への配給と適正な在庫管理を行うものとする。

第2 飲料水の確保

1 応急飲料水の確保

- (1) 町は、発災後3日間は避難者1人1日3ℓに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。
- (2) 町は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討するものとする。
- (3) 町及び県は、防災週間や防災関連行事、町の広報等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (4) 町及び県は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 資機材等の整備

町は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資機材の整備に努める。

第3 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

- (1) 町、警察本部、消防本部及び県は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図る。
- (2) 町は、長期間の避難者受け入れが可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

2 備蓄倉庫等の整備

町は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校統合により未利用となった校舎や学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第4 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下、「指針」という。）に基づき、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、町災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

町及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

2 広域処理体制の確立や民間連携の促進

町及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

第5 罹災証明書発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第12節 航空消防防災体制の整備

担当：住民生活課

複雑多様化する災害に対し、高度で迅速かつ的確な対応が求められており、特に大規模林野火災や台風・津波等の災害現場に代表されるように、ヘリコプターを活用した上空からの消火、人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効である。

このため、町及び消防本部は、県と連携し、消防防災ヘリコプター「ふくしま」による航空消防防災体制の整備を図るものとする。

第1 消防防災ヘリコプターの活動目的及び活動拠点

1 活用の目的と範囲

町の地理的な現状等を踏まえ、ヘリコプターの持つ、機能・特性を活かし、次のような活動に利用する。

(1) 救急・救助活動

- ・山村、豪雪地域等陸上交通の不便な地域からの緊急患者の搬送
- ・傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送
- ・高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- ・河川等での水難事故等における捜索・救助
- ・山岳遭難事故における捜索・救助
- ・山崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

(2) 災害応急対策活動

- ・地震、台風、豪雨・豪雪災害等の状況把握及び応急対策指揮
- ・孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ・道路等での大規模災害事故等の状況把握及び応急対策指揮
- ・各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

(3) 火災防御活動

- ・林野火災等における空中からの消火活動
- ・火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- ・交通遠隔地等への消火資機材、消火要員等の輸送

(4) 災害予防対策活動

- ・災害危険箇所等の調査
- ・各種防災訓練等への参加
- ・住民への災害予防の広報

(5) 広域航空消防防災応援活動

2 消防防災ヘリコプター基地の整備

消防防災ヘリコプターの活動拠点となる基地は、県内を広域的にカバーし、かつヘリコプターの機動性を十分に確保するとともに、大規模災害時における消防防災活動の拠点基地となる必要があることから、福島空港内に隣接して設置されている。

3 消防防災ヘリコプターの運航体制

機動的な運航を確保し、消防防災活動を円滑に行うため、専任消防職員による消防防災航空隊を編成している。

第2 場外離着陸場（臨時ヘリポート等）の確保

1 場外離着陸場（臨時ヘリポート）の指定の推進

消防防災ヘリコプターは災害発生時等の緊急出動時においては、航空法で認められたヘリポート等の飛行場以外の場所においても離着陸できることとなっている。そのため、町は、県や関係機関の協力のもとに、場外離着陸場（臨時ヘリポート）候補地について調査を行い、航空局の許可を得て随時使用可能な場外離着陸場としての指定を計画的に行うものとする。

特に、災害危険箇所周辺や孤立が予想される地域等においては、ヘリコプターによる救急・救助活動等が求められるため、優先的に調査指定を行う。

2 訓練地の確保

ヘリコプターを利用した消防防災活動は、地上での活動と異なった専門的な知識及び高度な技術を要求されるため、予想される様々な被害態様に即応できる訓練を常に積み重ねることが必要である。

そのため、町は、県や関係機関と協議・検討を行い、予想される様々な災害現場を想定した訓練地の確保に努めるものとする。

第3 広域航空消防防災応援体制の確立

1 消防防災ヘリコプター応援協定

町及び消防本部は、消防防災ヘリコプターによる迅速かつ効果的な運航体制を確立するため、県と締結している福島県消防相互応援協定に新たにヘリコプター応援に係る協定を加えた体制の整備を図っている。

2 隣接県等とのヘリコプター相互応援

県は、阪神・淡路大震災を踏まえ、大規模災害発生時の北海道・東北8道県相互応援協定等を締結しており、ヘリコプターによる初動応援体制の構築が重要となることから、隣接県、近隣の政令市等との連携を強化するとともに、運航不能期間を相互に補完する体制を確立する。

なお、他の都道府県が保有するヘリコプター及び他の都道府県市町村が保有するヘリコプターを用いて、地震、台風、水害及び火災等の非常の場合において消防業務を行う場合の体制については、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定められている。

第13節 防災教育

担当：住民生活課・健康福祉課・学校教育課

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人ひとりが日ごろから災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること、及び早期避難の重要性を理解し、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める必要がある。

また、町は高齢化が進んでおり、災害発生時における要配慮者に対する配慮の気持ちを育成することが重要である。

第1 住民に対する防災教育

1 防災知識の普及啓発

町及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を重点的に、広く住民に対して防災知識の普及啓発活動を実施する。

(1) 実施の時期

ア 風水害予防に関する事項		5月～9月
	水防月間	5月1日～5月31日
イ 土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防止週間	6月1日～6月7日
ウ 火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動	3月1日～3月7日
	秋季全国火災予防運動	11月9日～11月15日
	防火の日	毎月15日
エ 雪害予防に関する事項		12月～3月
	雪崩防災週間	12月1日～12月7日

(2) 普及の内容

町、県及び防災関係機関は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図るものとする。

- ア 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- イ 地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握
- ウ 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時等にとるべき行動
- エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- オ 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

カ 平時からの自分の避難を考える「マイ避難」の取組

(3) 普及の方法

町及び防災関係機関は、各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、住民一人一人に十分内容が理解できるものとするほか、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、SNS等のインターネットの活用など広報媒体の積極的な利用を図るものとする。

(4) 地域防災力の向上

町及び県は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、ハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

また、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供に努めるものとする。

さらに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第2 防災上重要な施設における防災教育

町及び防災関係機関は、消防本部と連携し、病院、社会福祉施設、ホテル、旅館などの不特定多数の者を受け入れる施設においては、災害発生時に特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者などに対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るとともに、疑似体験装置等の遡及効果の高いものを活用するものとする。

1 病院及び社会福祉施設等における防災教育

病院、社会福祉施設等には、災害発生時において自力での避難が困難な人が多く利用しており、災害発生時において特に大きな人的被害を受けやすいため、管理者等に対し災害に対する防災教育を徹底するものとする。

特に、災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日ごろから定期的実施するとともに、利用者等に対しても災害発生時の避難方法等について、パンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

2 ホテル、旅館、民宿等における防災教育

(1) 避難誘導訓練等の実施

ホテル、旅館・民宿等の不特定多数の者を収容する施設等においては、災害発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的実施するものとし、管理者等に対し講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底するものとする。

(2) 防火管理体制の強化

災害に伴う出火による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に実行する体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させるものとする。

3 その他不特定多数の人々が集まる施設における防災教育

事業所、小売店舗及びレクリエーション施設等の不特定多数の人々が集まる施設の管理者等は、各施設の特徴に応じて下記のような行動を確実に実施できるように、平常時から従業員等に対する防災教育及び訓練を実施しておくものとする。

- (1) 災害発生情報の伝達方法（事業所、店舗、事務所間等の情報伝達体制の整備）
- (2) 迅速な避難誘導
- (3) 倒壊や落下するおそれのある看板、ガラス窓などの改修や機械類、事務機、ロッカー等の固定
- (4) 消火や避難のための施設設備の日常点検整備
- (5) 救急医薬品や食料品等の非常用品の準備
- (6) 消火活動の応援協力体制の整備
- (7) 従業員に対する消火器の使用方法

第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

町及び防災関係機関は、災害時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的で開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。

具体的には、職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するため、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性（災害対策関係法令等の研修）
- (3) 地域防災計画と町の実施する防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（災害対策本部の組織及び事務分掌の把握、夜間・休日等における動員計画及び配備体制等の把握）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度、職員に対し、十分に周知するものとする。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

第4 学校教育における防災教育

1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施、内容を工夫するとともに、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

3 教科等による防災教育

教科等においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習・探求の時間」等を通じて、自然災害の発生の仕組み、地域における災害危険箇所の位置、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置、要配慮者への配慮等についての教育を行うとともに、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

4 教職員に対する防災研修

町教育委員会及び県教育委員会は、教職員の防災に係わる知識を習得させるための研修を定期的に実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

県及び町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

2 災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

県及び町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第14節 防災訓練

担当：住民生活課

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第1 総合防災訓練

1 概要

町は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者も含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るものとする。

町においては、町単独あるいは他の市町村と合同の総合防災訓練を毎年実施するように努めるものとする。

訓練の実施にあたっては、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努めるものとする。

2 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、住民参加型の実践的な訓練を行うものとする。また、必要に応じて他の市町村との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施するものとする。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救急・救助
- (3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、災害ボランティアセンター設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、LPガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等

第2 個別訓練

1 概要

町及び防災関係機関は、第1に掲げる総合防災訓練のほか、必要に応じて個別訓練を実施するものとする。なお、訓練の実施時期については、防災の日（9月1日）を挟む防災週間及び災害の

発生が予想される時期前の訓練の効果のある時期を中心に行うものとする。

また、防災訓練は、本地域防災計画や災害時職員初動マニュアル、業務継続計画（BCP）の確認訓練の意味合いを持つことから、必ず実施することとし、訓練の成果を上記計画書やマニュアル等の改善等に反映させる。

2 個別訓練の種類

(1) 水防訓練

町及び防災関係機関は、水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、更に情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図るものとする。

なお、水防法第4条に規定する指定水防管理団体においては、同法第32条の2の規定に基づき、毎年水防団及び消防機関の水防訓練を実施するものとする。

(2) 通信訓練

町及び防災関係機関は、大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、東北地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加するほか、アマチュア無線連盟福島県支部の協力を得た通信訓練を実施するなど、非常時の通信連絡の確保を図る。

(3) 動員訓練

町及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練の実施についても適宜実施する。

(4) 災害対策（地方）本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、町に派遣された情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため災害対策（地方）本部運営訓練を実施する。

(5) 避難所設置運用訓練

町は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

(6) 土砂災害防災訓練

町及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

(7) その他の訓練

町は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

なお、非常参集訓練として、町の職員は自転車、バイク等により自宅から町役場までの所要時間を測定し、あらかじめ報告しておくものとする。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

2 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場、スーパーマーケット及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、町、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

3 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防署等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

訓練項目は、図上訓練、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

4 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、町をはじめとした防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

第4 訓練の評価と地域防災計画への反映

町は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点・課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

第15節 自主防災組織の整備

担当：住民生活課

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日ごろから積極的に活動を行うことが重要である。

第1 自主防災組織の育成指導

町及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、町は自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や既存の施設（公園、広場等）を活用した活動拠点の整備に努めるものとする。

第2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成にあたっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区単位の規模で編成するものとする。

なお、組織の編成にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付けを図る。
- (4) 地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織との連携を図るため、相互の応援体制を確立する。
- (5) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担

- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての家具の転倒防止、非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

また、民生・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

(2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日ごろから実践的な各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、町及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練を実施するものとする。

ア 災害情報の収集伝達訓練

災害時における町及び防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

イ 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

ウ 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用法や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

エ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配給方法などについて習熟を図る。

オ 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

カ 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、町との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は、災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災用資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

第4 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第16節 要配慮者対策

担当：住民生活課・健康福祉課・学校教育課・商工観光課

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。さらに、町は四季を通じて観光客も多く訪れ、その中にもこれらの人々が存在することが予想される。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化が進んでいることから、平常時から要配慮者に対する適切な予防対策が重要である。

第1 地域防災計画、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等、条例において定める全般的事項

1 地域防災計画において定める事項

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、地域防災計画において以下の事項を定めるものとする。

また、これまでの「災害時要援護者」は、「避難行動要支援者」として取り扱うものとする。

- (1) 避難支援等関係者となる者
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 名簿の更新に関する事項
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保

2 避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等において定める事項

町は、令和3年の災害対策基本法改正等を踏まえた取組の実施にあたり、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理するものとする。

- (1) 名簿の活用方法
- (2) 個人情報の取扱いの方針や、外部提供に係る条例整備及び同意を得る取組等
- (3) マイナンバーを活用する方針
- (4) 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- (5) 避難支援等関係者への依頼事項
- (6) 支援体制の確保
- (7) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うにあたって、調整等を行う者
- (8) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であったものに対する支援体制
- (9) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において避難支援に協力を依頼する企業団体等と

の協定締結

- (10) 避難行動要支援者の避難場所
- (11) 避難場所までの避難路の整備
- (12) 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制
- (13) 避難場所からの避難先及び当該避難場所への移送方法等

第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

町は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するものとする。また、名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

1 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し町が必要と認める事項

2 対象者の範囲

一般的には、高齢者、障がい者等の中には、避難支援が不要な人も相当数含まれているため、各人の介護保険の要介護の程度や障害の程度（人工呼吸器・人工透析が必要、医療機関の受診が必要等も含む）、さらに災害危険箇所やこれまでの災害の履歴等の地域の安全性などを考慮し、速やかな避難を要する者などを特定する。

このように避難行動要支援者情報の収集・共有に向けた取組を進めるにあたっては、対象者の範囲を明確にし、要配慮者や被災リスクの高い者を重点的・優先的に進める。

3 要配慮者の情報利用等

町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。

また、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

4 名簿情報の提供と活用

町は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者には、避難行動要支援者本人の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体

の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

5 名簿情報の提供における配慮

町は、名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合はその役員）、若しくはその職員又はその他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3 個別避難計画の作成

1 個別避難計画の作成

町は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする、

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合でも、計画の活用を支障がないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

2 個別避難計画の提供と活用

町は、地域防災計画に定めるところにより、消防本部、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

3 地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組

織、民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業所、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

第5 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者が要介護者や障がい者（児）などであり、災害時には移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるため、施設の耐震化を図るなど、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

整備にあたっては、施設の構造的な診断等を踏まえ、速やかな応急対策が必要な場合や中長期的な整備改善が必要な場合などに分類し、整備目標をたて、計画的な整備推進に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関などへの通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点に十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、町との連携のもとに社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討する。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え消防機関などへの早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動などについて、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者などが入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

第2編 一般災害対策編 〈第1章 災害予防計画〉

第16節 要配慮者対策

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

5 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第6 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

町は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者）、等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずるものとする。

2 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

また、町、県は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

特に発災初期においては、町等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、町内会、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、町は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

第7 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

1 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

町は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設について、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報、避難判断水位（特別警戒水位）到達情報、避難指示等の各情報について、防災行政無線放送、一般加入電話及び車両広報を軸として伝達を行う。

要配慮者利用施設

	施設名	所在地	浸水想定区域	連絡担当課
1	南会津高等学校	界字向川原 2000	伊南川	学校教育課

2	田島保育園	田島字向川原甲 1210-114	阿賀川	健康福祉課
3	びわのかげ保育所	永田字枇杷影 1-1	阿賀川	健康福祉課
4	特別養護老人ホーム 「田島ホーム」	永田字風下 3-1	阿賀川	健康福祉課
5	田島デイサービスセン ター「愛宕」	永田字風下 3-1	阿賀川	健康福祉課
6	グループホーム花南会 津	丹藤字中川原 675-6	阿賀川	健康福祉課
7	南会津高齢者センター	永田字枇杷影 2	阿賀川	健康福祉課
8	県立南会津病院	永田字風下 14-1	阿賀川	健康福祉課
9	伊南保育所	古町字千苺 157	伊南川	健康福祉課
10	スマイルクラブ	古町字千苺 157	伊南川	伊南総合支所 町民課
11	特別養護老人ホーム 「伊南ホーム」	古町字太子堂 186-1	伊南川	伊南総合支所 町民課
12	伊南保健センター「す こやか」	古町字館跡 997	伊南川	伊南総合支所 町民課
13	伊南デイサービスセン ター「尾白荘」	古町字太子堂 205	伊南川	伊南総合支所 町民課
14	デイサービスメープル フェロー	青柳字居平 115	伊南川	伊南総合支所 町民課
15	南郷保育所	片貝字中田 98	伊南川	健康福祉課
16	南郷小学校	山口字舟場 885-1	伊南川	学校教育課
17	南郷放課後児童クラブ	山口字舟場 885-6	伊南川	南郷総合支所 町民課
18	南会津中学校	鵜巣字平林 573	伊南川	学校教育課
19	特別養護老人ホーム 「南郷ホーム」	片貝字中田 97	伊南川	南郷総合支所 町民課
20	南郷デイサービスセン ター「みさわ荘」	片貝字根木屋向 1-1	伊南川	南郷総合支所 町民課
21	木の葉	片貝字根木屋向 16	伊南川	南郷総合支所 町民課

2 土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設

町は、土砂災害警戒区域等内の要配慮者が利用する施設について、当該施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、土砂災害警戒情報や避難指示等の各情報について、防災行政無線放送、一般加入電話及び車両広報を軸として伝達を行う。

第2編 一般災害対策編（第1章 災害予防計画）

第16節 要配慮者対策

要配慮者利用施設

	施設名	所在地	種類	連絡担当課
1	田島小学校	田島字会下甲 3316	土石流	学校教育課
2	田島第二小学校	長野字於三段 340	土石流	学校教育課
3	桧沢小学校	福米沢字宮ノ前 1380	土石流	学校教育課
4	館岩中学校	水石 19	土石流	学校教育課
5	伊南小学校	古町字石原 525	土石流	学校教育課
6	南会津中学校	鵠巣字平林 573	地すべり	学校教育課
7	伊南保育所	古町字千苺 157	土石流	健康福祉課
8	あたごっ子クラブ	田島字会下甲 3316	土石流	健康福祉課
9	GOGO キッズクラブ	長野字於三段 340	土石流	健康福祉課
10	ひのきやまびこクラブ	福米沢字宮ノ前 1381	土石流	健康福祉課
11	スマイルクラブ	古町字千苺 157	土石流	伊南総合支所 町民課
12	館岩保健センター	松戸原 163	土石流	館岩総合支所 町民課

第8 観光客・外国人への対策

1 観光客への対策

町には、スキー場などへの観光客が多く訪れる。観光客の中には、要配慮者となる人々も含まれると考えられるため、平常時から、町は観光施設などの管理者や施設の職員に対し、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動などについて、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

2 外国人への対策

町及び県は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も「要配慮者」として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人の住民登録時等の多様な機会に防災対策の周知に努める。

- (1) 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- (4) 外国人の雇用、又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第9 避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第10 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむをえずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、バリアフリートイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努めるものとする。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

2 避難所における要配慮者用窓口の設置

町の避難行動要支援者支援チームが中心となり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得ながら、各避難所内に要配慮者用の窓口を設置し、要配慮者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施する。

3 避難所からの迅速・具体的な支援要請

避難所の避難行動要支援者支援チームは、要配慮者からの相談などに対応するとともに、避難所では対応できないニーズについては、関係機関などと連携し県などに要請する。なお、発災時には、町は、効率的に調整する必要があることから、平常時から関係者に対する訓練を実施し要配慮者のニーズを把握する。

4 福祉避難所の指定

- (1) 町は、老人福祉センターなどの避難所の生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。
- (2) 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

なお、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

- (3) 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

福祉避難所

	施設名	所在地	電話番号
1	南会津町福祉ホール	田島字中町甲 3918-1	62-4169
2	田島保健センター	田島宮本東 22	62-6180
3	老人保健福祉センター「ことぶき荘」	湯ノ花 647	78-2430
4	伊南保健センター	古町字館跡 998	76-7131
5	伊南会館	古町字館跡 998	76-7714
6	老人保健福祉センター「みさわ荘」	片貝字根木屋向 1-1	73-2093

第17節 ボランティアとの連携

担当：健康福祉課・商工観光課

大規模な災害発生時における県内外からの多くのボランティアの申し入れに対して、町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図るものとする。

また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を支援するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法等について検討を進めるため、町は、社会福祉協議会等と平時から災害時におけるボランティア活動への対応について協議を行うとともに、ボランティア関係団体との連絡調整体制の確立を図る。

なお、町及び県は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週刊」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努めるものとする。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

町は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、南会津町社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国人への情報伝達のための通訳、消火・救急救助等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行えるボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

第3 ボランティアの連携体制の整備

1 災害ボランティアセンターの設置

災害発生時には、被災規模、被災状況、被災者の支援要望状況を把握し、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターを災害ボランティアセンターに切り替え、ボランティアの募集、被災地への派遣等の適切な業務を行う。

2 町、県からの情報共有

ボランティアが活動を行うにあたって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、町及び県は、関係機関等と連携を図りながら、災害対策本部の中にボランティア団

体に関する情報収集・提供の窓口を設けるなど、ボランティア活動に関する情報共有に努めるものとする。

3 コーディネート体制の整備

町は、社会福祉協議会やボランティア関係団体等と連携をとりながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を整備しておくものとする。この場合において、行政組織内においてボランティアセンターを設置することは、町が行う災害応急対策の支障となること、また自発性にもとづくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、民間の関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。

また、町は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施するものとする。

4 ボランティア活動保険

町、社会福祉協議会、日本赤十字社南会津町分区は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及啓発を図る。

第4 ボランティアの種類

ボランティア活動には、一般ボランティアと専門職ボランティアの2つが考えられる。

専門職ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは介護職等の経験をもつ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボランティア、消防業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

町及び県は、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどを社会福祉協議会や関係団体と連携し、育成していくものとする。

第5 被災地へのボランティア派遣

1 専門職ボランティアの派遣

前述の専門職ボランティアに加え、建築物の応急危険度判定業務、給水支援業務、重機操作業務などの専門的分野での被災地支援に関しては、被災市町村、県災害対策本部からの要請に基づき、適正規模の町職員等の派遣を行う。

2 一般ボランティアの派遣

また、一般住民等を対象とする一般ボランティアの派遣については、災害ボランティアセンターが被災地との連絡、情報収集を行いながら適切な募集、派遣業務を行うものとする。

第18節 災害時相互応援協定の締結

担当：住民生活課

大規模災害発生は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力を積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、様々な場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

第1 自治体間の相互応援協力

1 県内市町村との相互応援協定

県内市町村との相互応援協定については、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない中通り地区や浜通り地区の市町村との間で相互応援の協定も検討する。

2 県外の市町村との相互応援協定

友好都市、姉妹都市、文化交流などで県外の市町村との既存の交流関係が確立している場合は、職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入れなどが有効であるため、県外市町村との間で相互応援の協定を検討する。

3 災害時相互応援協定の締結状況

協定の名称	相手方	締結年月日	協定の内容
南会津町と台東区との災害時相互応援協定書	東京都台東区	H19. 10. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、生活物資等の提供 ・被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供 ・応援に必要な職員の派遣
災害時における南会津町と日光市との相互応援に関する協定	栃木県日光市	H20. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、生活物資等の提供 ・救援活動等のための職員派遣 ・被災住民の受入れ ・災害ボランティアの斡旋
災害時における相互応援に関する協定書	福島県西白河郡4町村 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町	H26. 1. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、生活物資等の提供及びあっせん ・車両等の貸与、応急対応用資機材の提供及びあっせん ・被災者の一時収容 ・救助、応急復旧に必要な職員の派遣 ・ボランティアの派遣
災害時における相互応援に関する協定書	新潟県三条市	H26. 1. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、生活物資等の提供 ・被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供 ・救助、応急復旧に必要な職員の派遣 ・避難が必要な被災者の受入れ ・庁舎の機能確保のために必要な施設・設備の提供

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結する。

1 食料、生活必需品等の供給

町は、農業協同組合、米穀取扱業者等と災害時の食用米の供給に関する協定の締結に努めるとともに、スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者等など、店舗や流通に在庫を有する企業等とも食料や生活必需品の供給に関する協定の締結に努める。

なお、災害発生後の時間経過により、被災者のニーズが変化していくため、そのニーズに応じた物資の調達を進めるものとする。

2 物流、物資配送等の災害対応業務

町は、県が整備する物流、物資配送等の災害対応業務に協力し、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

3 燃料等の確保

町は、災害業務従事車両や協定に基づく食料等物資搬送のための車両の燃料確保、防災拠点施設の自家発電用燃料を確保するため、県と連携してガソリン等燃料について確保するための体制を構築するとともに、町内石油取扱業者との災害時応援協定の締結を検討し、災害発生時の燃料の確保、安定供給のための体制及び災害発生時の災害業務従事車両や物資運搬車両等への優先給油の体制を整備する。

4 町内外の企業及び団体等との協力体制の整備

災害発生後には、行政、住民とともに地元建設業者等との連携した対応が重要であるため、町は、平常時から町内外の企業及び団体等と人員の出動、資機材の調達、災害現場における応急措置活動について協議を行い、災害時の協力体制の整備を図る。

さらに、迅速かつ円滑な応援要請を可能とするため、町が実施する防災訓練に積極的な参加を呼び掛けていくものとする。

5 民間事業者・団体との災害時応援協定等の締結状況

協定の名称	相手方	締結年月日	協定の内容
災害時における物資等の供給協力に関する協定	株式会社ダイユーエイト	H27. 11. 12	<ul style="list-style-type: none"> 日用品等の供給 応急対策用資機材等の供給
非常災害時のニュース再送信に関する覚書	日本放送協会 福島放送局	H28. 6. 20	非常災害時において、NHK 福島放送局の放送による非常災害ニュースを町が運営する防災行政無線システムで再送信する
災害発生時の対応と平常時における地域見守り活動に関する協定	田島郵便局 伊南郵便局	H29. 3. 8	<ul style="list-style-type: none"> 緊急車両としての車両の提供 被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供 郵便局ネットワークを活用した広報活動 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 避難所における臨時の郵便差出箱の設置等
災害時等における無人航空機による協力に関する協定	A L S O K 福島株式会社	H31. 1. 21	<ul style="list-style-type: none"> 無人航空機（ドローン）を活用した災害時等の被害状況等の情報収集、災害時等に備えた調査研究、防災訓練等

第2編 一般災害対策編〈第1章 災害予防計画〉

第18節 災害時相互応援協定の締結

災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R2. 7. 15	<ul style="list-style-type: none">・専用アプリを利用し、緊急情報を通知・災害時の町ホームページへのアクセス負荷を軽減するためのキャッシュサイトの掲載
災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	R2. 8. 12	<ul style="list-style-type: none">・日用品等、応急対策用資機材、その他供給可能な物資等の供給
災害時の協力に関する協定	東北電力ネットワーク株式会社 田島電力センター	R2. 9. 9	<ul style="list-style-type: none">・災害情報の共有・大規模災害による停電時等において、町災害対策本部へのリエゾン派遣・電力設備の優先復旧・復旧作業への協力

第3 応援協定の公表

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

第4 連絡体制の整備

町は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実にできるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うものとする。また、協定締結先においては、災害発生時に町からの支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、連絡の訓練実施に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	79
第2節	職員の動員配備	88
第3節	災害情報の収集伝達	91
第4節	通信の確保	102
第5節	相互応援協力	104
第6節	災害広報	108
第7節	水防計画	109
第8節	救急・救助	111
第9節	自衛隊災害派遣	113
第10節	避難	117
第11節	避難所の設置・運営	125
第12節	医療（助産）救護	130
第13節	緊急輸送対策	132
第14節	防疫及び保健衛生	134
第15節	廃棄物処理対策	137
第16節	救援対策	140
第17節	被災地の応急対策	143
第18節	応急仮設住宅の供与	146
第19節	死者の捜索、遺体対策等	150
第20節	生活関連施設の応急対策	153
第21節	文教対策	160
第22節	要配慮者対策	164
第23節	ボランティアとの連携	167
第24節	災害救助法の適用等	169
第25節	被災者生活再建支援法に基づく支援等	173
第26節	雪害応急対策	178

第1節 応急活動体制

担当：住民生活課

町は町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力、かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

第1 活動体制

町は、その責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等を定めておくものとする。この場合における町災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、町が災害応急対策の第一次的な主体であることを基本として、地域の実情に応じて定めるものとする。

1 町災害対策本部の設置

(1) 町長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく南会津町災害対策本部(以下、この節において「本部」という。)を設置する。

また、町長は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、本部を解散する。

設 置 基 準

- 1 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- 2 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- 3 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

(2) 町長は、本部を設置、又は廃止したときは、速やかに県及び関係機関に通報する。

(3) 大規模災害発生時における町長の不在等の非常時において、町長による災害対策本部設置の決定が困難な場合は第1に副町長、それも困難な場合には第2に教育長、第3に総務課長が決定する。

(4) 町長は、災害が発生した場合を想定し、本部の設置場所をあらかじめ次のように設定する。

第1位 南会津町役場本庁舎 庁議室

第2位 御蔵入交流館 多目的ホール

2 現地災害対策本部の設置

町災害対策本部長(町長)は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めるときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、総合支所に現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の組織、事務分掌等は、その都度本部長が定めるものとする。

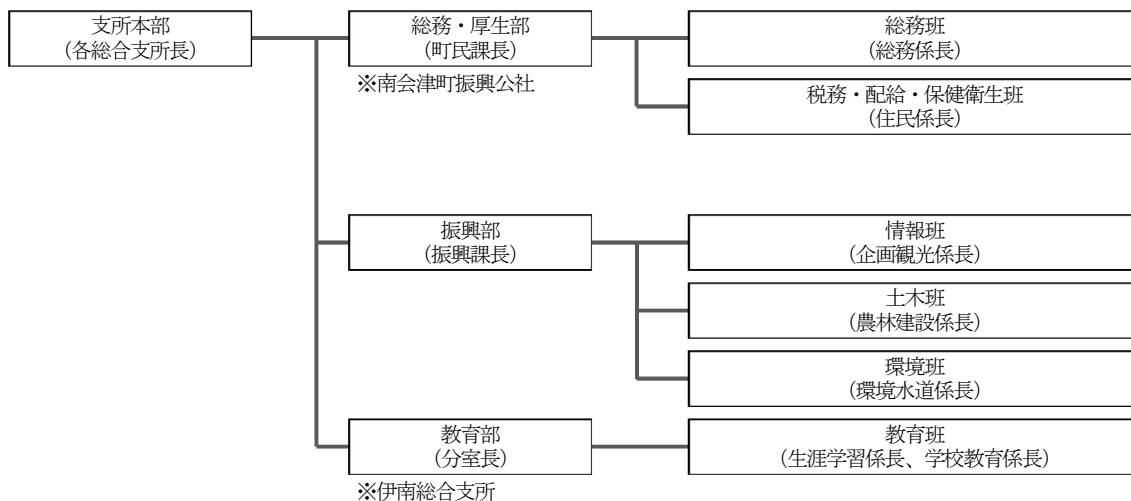
3 町災害対策本部組織

本部の組織編成及び事務分掌は、「南会津町災害対策本部条例」、「南会津町災害対策本部規程」により、次のとおりとなっている。

南会津町災害対策本部組織編成表



支所本部組織編成表



4 災害対策本部事務分掌

災害対策本部事務分掌(1)

部 名	班 名	事務分掌
総括部	総括班	1 防災会議に関する事。 2 災害対策本部の設置に関する事。 3 災害対策本部の庶務に関する事。 4 総合的な災害対策の樹立に関する事。 5 消防団・消防本部・警察等との連絡に関する事。 6 災害救助法の適用に関する事。 7 防災行政無線に関する事。 8 災害対策本部と各部各班との連絡に関する事。 9 他の部、班の分掌に属しない事項
総務部	庶務班	1 本部長の命令伝達に関する事。 2 気象・地震通報の授受及び通報に関する事。 3 災害時の職員の動員及び調整に関する事。 4 町議会との連絡に関する事。 5 国、県との連絡及び要望等の資料作成に関する事。
	財政班	1 災害応急対策費の予算措置に関する事。 2 防災資材の確保及び配布に関する事。 3 応急公用負担の実施に関する事。 4 災害救助基金の出納に関する事。 5 災害応急対策に要する経費の経理に関する事。 6 災害応急対策に要する物品の経理に関する事。
	連絡調整班	1 現地本部との連絡に関する事。 2 各部との連絡調整に関する事。 3 本庁機関に属する自動車の配車に関する事。 4 公共施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 5 電源及び燃料の確保に関する事。 6 避難所の配置、設営に関する事。
	税務班	1 り災者の被害調査に関する事。 2 り災者の税減免等に関する事。 3 り災証明（被災証明）の発行に関する事。
情報部	渉外班	1 県及び他の市区町村への応援要請に関する事。 2 自衛隊の派遣要請及び活動状況把握に関する事。 3 警察等関係機関への派遣要請に関する事。 4 民間輸送業者への輸送協力依頼に関する事。 5 その他民間団体への応援協力に関する事。 6 総合的な風評被害対策に関する事。 7 災害復旧・復興計画の策定に関する事。
	情報収集広報班	1 災害の広報連絡に関する事。 2 通信各社への情報提供に関する事。 3 広報車による広報活動に関する事。 4 災害に係る広聴及び町民の苦情、陳情、相談等の処理に関する事。 5 災害情報の収集、災害写真の撮影・記録等に関する事。 6 道路交通、公共交通の情報収集及び広報に関する事。

災害対策本部事務分掌(2)

部 名	班 名	事務分掌
厚生部	援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 死亡と推定されている者の捜索並びに死亡者の収容、処理及び埋葬に関する事 2 こと。 3 り災者の避難誘導に関する事。 4 り災者に対する援護対策に関する事。 5 災害義援金の受付及び配布に関する事。 6 児童福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 7 被災地住民の健康管理に関する事。 8 災害ボランティアセンターに関する事。 9 所管施設の避難所開設・運営に関する事。
	保健衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の救援に関する事。 2 災害時の応急医療及び助産に関する事。 3 医薬品その他衛生資材の確保及び配布に関する事。 4 医療機関の被害調査及び応急対策に関する事。 5 被災地への救護班の派遣に関する事。 6 被災地における防疫に関する事。 7 環境衛生及び食品衛生の保持に関する事。 8 被災地住民の健康管理に関する事。
	要配慮者班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者の把握及び避難状況の確認に関する事。 2 福祉避難所の設置に関する事。 3 外国人の避難、救助に関する事。 4 避難行動要支援者支援チームの設置に関する事。
物資部	配給班	<ol style="list-style-type: none"> 1 主食の調達及び配給に関する事。 2 義援物資の保管場所の確保に関する事。 3 義援物資の受給状況の把握に関する事。 4 応急救助のための生活必需品の調達及び配給に関する事。 5 避難所への物資の配給に関する事。 6 物資配給等に係る災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。
	商工観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商業及び観光施設等の被害調査に関する事。 2 旅館、ホテル等への二次避難に関する事。 3 流通経路の確保及び物価の安定に関する事。 4 商業及び観光施設等の風評被害対策に関する事。 5 所管施設の避難所開設・運営に関する事。
農林部	農政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業災害の調査及びその応急対策に関する事。 2 農作物の技術対策に関する事。 3 家畜の防疫に関する事。 4 被害農家に対する資金の借入れ及び斡旋に関する事。 5 放射線事故における農作物の安全対策に関する事。 6 農作物等の風評被害対策に関する事。
	農林土木班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業水利の確保に関する事。 2 農地及び農業用施設の災害状況調査並びにその応急対策に関する事。 3 応急救助及び応急復旧に要する労働力の確保に関する事。
	林政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の木材、薪炭等の調達斡旋に関する事。 2 治山施設、林産物、林道等の被害調査及びその応急復旧に関する事。

第2編 一般災害対策編 〈第2章 災害応急対策計画〉

第1節 応急活動体制

災害対策本部事務分掌(3)

部 名	班 名	事務分掌
建設部	建設班	1 道路、橋梁、河川等の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 交通不能箇所等の調査及び通行路線の決定に関すること。 3 水防活動（水防資材の調達も含む。）に関すること。 4 大雨時の水門管理に関すること。
	住宅班	1 公共施設の応急的営繕工事に関すること。 2 災害関係住宅等の建設に関すること。 3 被害住宅等の応急危険度判定業務に関すること。 4 被災者の仮設住宅等二次避難住宅の確保に関すること。
環境部	環境衛生班	1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること。 2 自然公園等に係る施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 3 放射線事故における放射線量の測定及び除去に関すること。
	下水道班	1 下水道施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 被災地における仮設トイレ等衛生設備の設置及び管理に関すること。
	給水班	1 上水道施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 被災地の飲料水の供給に関すること。 3 放射線事故における飲料水の安全対策に関すること。
議会部	議事班	1 議会に関すること。 2 他市町村議会との調整等に関すること。
会計部	会計班	1 義援金の保管に関すること。 2 銀行との連絡調整に関すること。
教育部	学校教育班	1 公立学校施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 被災地の応急教育及び教職員の動員に関すること。 3 被災児童及び生徒に対する学用品の供給に関すること。 4 被災児童及び生徒の保健管理に関すること。 5 災害応急対策のための教育施設等の利用に関すること。 6 災害時における児童及び生徒の待避に関すること。 7 被災並びに避難地域の児童及び生徒の転入手続に関すること。 8 所管施設の避難所開設・運営に関すること。
	社会教育班	1 文化財等の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 社会教育施設（体育施設を含む。）の被害調査及びその応急復旧に関すること。 3 所管施設の避難所開設・運営に関すること。

備考：1. 事務分掌等にあるもののほか、事務に余裕のある班は、必要に応じて本部長の指示により他班の行う事項についての応援を分掌するものとする。

2. 部内の班同士については、部長の指示により行う。

支所本部事務分掌表(1)

部 名	班 名	事務分掌
総務・厚生部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 支所本部の庶務に関する事。 2 災害対策本部との連絡に関する事。 3 消防団・消防本部との連絡に関する事。 4 防災行政無線に関する事。 5 本部長の命令伝達に関する事。 6 各部との連絡調整に関する事。 7 気象・地震通報の授受及び通報に関する事。 8 災害時の職員の動員及び調整に関する事。 9 支所機関に属する自動車の配車に関する事。 10 電源及び燃料の確保に関する事。 11 避難所の配置、設営に関する事。 12 他の部、班の分掌に属しない事項
	税務・配給・保健衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の被害調査に関する事。 2 り災者の救援に関する事。 3 り災者の税減免等に関する事。 4 り災者の避難誘導に関する事。 5 り災証明（被災証明）の発行に関する事。 6 主食の調達及び配給に関する事。 7 義援物資の保管場所の確保に関する事。 8 義援物資の受給状況の把握に関する事。 9 応援救助のための生活必需品の調達及び配給に関する事。 10 避難所への物資の配給に関する事。 11 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。 12 死亡と推定されている者の捜索並びに死亡者の収容、処理及び埋葬に関する事。 13 災害義援金の受付及び配布に関する事。 14 児童福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 15 要配慮者の把握及び避難状況の把握に関する事。 16 被災地住民の健康管理に関する事。 17 災害時の応急医療及び助産に関する事。 18 医薬品その他衛生資材の確保及び配布に関する事。 19 避難行動要支援者支援チームの設置に関する事。 20 医療機関の被害調査及び応急対策に関する事。 21 被災地への救護班の派遣に関する事。 22 被災地における防疫に関する事。 23 環境衛生及び食品衛生の保持に関する事。 24 福祉避難所の設置に関する事。 25 所管施設の避難所開設・運営に関する事。

第2編 一般災害対策編 〈第2章 災害応急対策計画〉

第1節 応急活動体制

支所本部事務分掌表(2)

部 名	班 名	事務分掌
振興部	情報班	1 災害の広報連絡に関する事。 2 通信各社への情報提供に関する事。 3 広報車による広報活動に関する事。 4 災害に係る広聴及び町民の苦情、陳情、相談等の処理に関する事。 5 災害情報の収集、災害写真の撮影・記録等に関する事。 6 道路交通、公共交通の情報収集及び広報に関する事。 7 商業及び観光施設等の被害調査に関する事。 8 ホテル等への二次避難に関する事。 9 流通経路の確保及び物価の安定に関する事。 10 商業及び観光施設等の風評被害対策に関する事。 11 所管施設の避難所開設・運営に関する事。
	土木班	1 防災資材の確保及び配布に関する事。 2 農業災害の調査及びその応急対策に関する事。 3 農作物の技術対策に関する事。 4 家畜の防疫に関する事。 5 農地及び農業用施設の災害状況調査並びにその応急対策に関する事。 6 被害農家に対する資金の借入れ及び斡旋に関する事。 7 農業水利の確保に関する事。 8 応急救助及び応急復旧に要する労働力の確保に関する事。 9 治山施設、林産物、林道等の被害調査及びその応急復旧に関する事。 10 災害時の木材、薪炭等の調達斡旋に関する事。 11 道路、橋梁、河川等の被害調査及びその応急復旧に関する事。 12 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関する事。 13 水防活動（水防資材の調達も含む）に関する事。 14 大雨時の水門管理に関する事。 15 公共施設の応急的営繕工事に関する事。 16 災害関係住宅等の建設に関する事。 17 被害住宅等の応急危険度判定業務に関する事。
	環境班	1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関する事。 2 自然公園等に係る施設の被害調査及びその応急復旧に関する事。 3 放射線事故における放射線量の測定及び除去に関する事。 4 上下水道施設の被害調査及びその応急復旧に関する事。 5 被災地における仮設トイレ等衛生設備の設置及び管理に関する事。 6 被災地の飲料水の供給に関する事。 7 放射線事故における飲料水の安全対策に関する事。
教育部	教育班	1 公立学校施設の被害調査及びその応急復旧に関する事。 2 被災地の応急教育及び教職員の動員に関する事。 3 り災児童及び生徒に対する学用品の供給に関する事。 4 り災児童及び生徒の保健管理に関する事。 5 災害応急対策のための教育施設等の利用に関する事。 6 災害時における児童及び生徒の待避に関する事。 7 り災並びに避難地域の児童及び生徒の転入手続に関する事。 8 文化財等の被害調査及びその応急復旧に関する事。 9 社会教育施設（体育施設を含む。）の被害調査及びその応急復旧に関する事。 10 所管施設の避難所開設・運営に関する事。

備考：1. 事務分掌等にあるもののほか、事務に余裕のある班は、必要に応じて支所本部長の指示により他班の行う事項についての応援を分掌するものとする。

2. 部内の班同士については、部長の指示により行う。

5 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における町の救助体制についても、県の指導により、あらかじめ定めておくものとする。

第2節 職員の動員配備

担当：住民生活課・総務課

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第1 配備基準

緊急災害配備体制一般的基準

種 別	配備内容	配備時刻
事前配備	情報連絡のため、住民生活課の必要な人員をもって充てるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 大雨、台風期等において、気象注意報が発表され、なお警報の発表が予想されるときで、住民生活課長が配備を決定したとき。 2 その他特に住民生活課長が必要と認めたとき。
警戒配備	関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	1 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報、土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2 その他特に住民生活課長が必要と認めたとき。
特 別 警戒配備	関係各部の所要人員をもって充てるもので、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じてそのまま非常始動ができる体制とする。	1 大雨、洪水等の警報が発令され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は被害が発生したとき。 2 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。 3 その他必要により本部長が指令したとき。
非 常 配備体制	町職員の全員をもって充てるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策の活動ができる体制とする。	1 町内各地で大規模な災害が発生し、広域的な応急対策が必要と見られるとき、又は局地的に激甚な災害が発生し、なお、拡大のおそれがあり、応急対策が必要と見られるとき。 2 町内に予想されない重大な災害が発生したとき。

備考：災害規模及び特性に応じ上記一般的基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える。

：自宅待機を命じられた職員は、参集命令があった場合は直ちに参集できるよう準備しなければならない。

第2 職員の配備体制

- 1 事前配備にかかわる指揮監督は、住民生活課長が行う。
- 2 警戒配備にかかわる指揮監督は、住民生活課長が行う。
- 3 特別警戒配備にかかわる指揮監督は、町長が行う。
- 4 非常配備体制にかかわる指揮監督は、町長が行う。
- 5 本部長は、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長及び災害対策支所本部長に連絡することとし、各部長及び災害対策支所本部長は、配備編成計画に基づく配備体制をとる。

第3 配備人員

配備人員は、町長があらかじめ定める配備編成計画において、一日三交代を基本として、配備体制別に定める。

なお、災害の状況、特殊性を考慮して、特別警戒配備、非常配備の場合においては、本部長等の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。その際、職員配備ローテーション等に配慮する。

配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して所属長があらかじめ指定しておくものとする。

第4 動員伝達方法

動員の伝達は、総務課長より各課長を通じて、あらかじめ定められた勤務時間内、勤務時間外別の伝達方法により行うものとし、一般加入電話等によるほか、防災行政無線、携帯電話、庁内放送等を通じて行うものとする。

ただし、配備体制の周知や指示伝達系統の明確・確実性に問題がある場合は、部署により規模や就業環境、職員関係も異なることなどを前提に、各部署で確実性の向上を図る。

第5 非常参集等

配備編成計画に基づき指定された職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、上記4の動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につくものとする。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、所属において、直ちにその状況を災害対策本部に報告するものとする。

ただし、職員は、災害の状況により所属、又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、次に掲げる町の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

- ・ 自己の業務に関連する最寄りの町の機関

第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施

各所属長は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況を災害対策本部に報告する。

災害対策本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認める時は、関係部長等を通じて応援の指示を行う。

また、各所属長は、職員や家族の安否確認を併せて行うこととし、その状況を災害対策本部に報告する。

第2編 一般災害対策編 〈第2章 災害応急対策計画〉

第2節 職員の動員配備

災害対策本部の配備編成計画

部 名	班 名	配備要員の数			
		事前配備	警戒配備	特別警戒 配 備	非常配備 体 制
総 括 部	総 括 班	2	2	4	全員
総 務 部	庶 務 班		1	2	全員
	財 政 班			2	全員
	連 絡 調 整 班			2	全員
	税 務 班			2	全員
情 報 部	渉 外 班			2	全員
	情 報 収 集 広 報 班			2	全員
厚 生 部	援 護 班			2	全員
	保 健 衛 生 班			2	全員
	要 配 慮 者 班	1	1	2	全員
物 資 部	配 給 班			2	全員
	商 工 観 光 班			2	全員
農 林 部	農 政 班	1	1	2	全員
	農 林 土 木 班			2	全員
	林 政 班			2	全員
建 設 部	建 設 班	1	2	全員	全員
	住 宅 班			全員	全員
環 境 部	環 境 衛 生 班			2	全員
	下 水 道 班			2	全員
	給 水 班		1	2	全員
教 育 部	学 校 教 育 班		1	2	全員
	社 会 教 育 班			2	全員
議 会 部	議 事 班			2	全員
会 計 部	会 計 班			2	全員

(支所本部)

部 名	班 名	配備要員の数			
		事前配備	警戒配備	特別警戒 配 備	非常配備 体 制
総務・厚生部	総 務 班	1	1	3	全員
	税 務 ・ 配 給 ・ 保 健 衛 生 班		1	3	全員
振 興 部	情 報 班			2	全員
	土 木 班		1	4	全員
	環 境 班			2	全員
教 育 部	教 育 班		1	2	全員

第3節 災害情報の収集伝達

担当：住民生活課・総務課・総合政策課・学校教育課・健康福祉課・建設課・農林課・環境水道課

町に風水害等の災害が予想されるとき、予報・警報等の関係情報を、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより迅速かつ確実に伝達する。また、町に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第1 気象特別警報・警報・注意報等について

1 定義と種類について

(1) 定義

予報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

警報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

注意報：大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

情報：気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(2) 種類

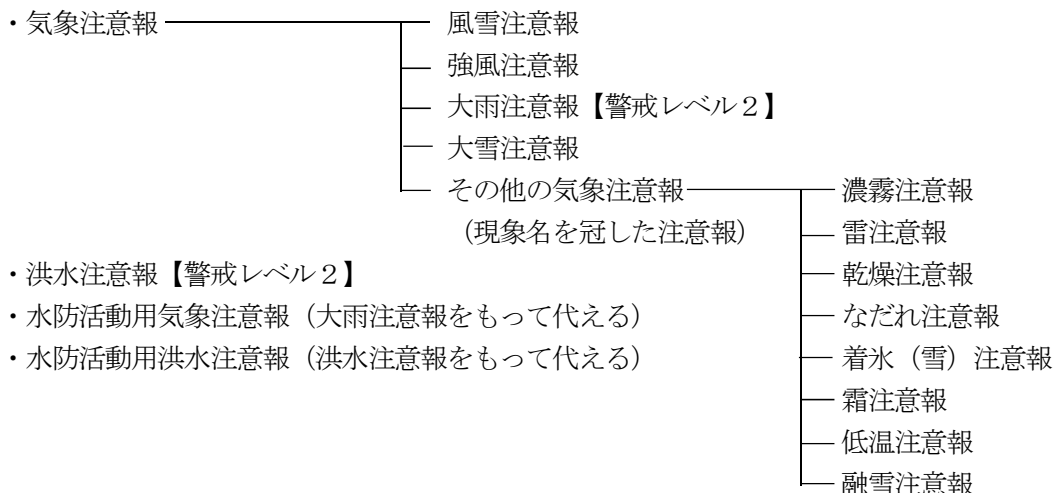
ア 特別警報

- ・気象特別警報
 - 大雨特別警報【警戒レベル5相当情報】
 - 大雪特別警報
 - 暴風特別警報
 - 暴風雪特別警報

イ 警報

- ・気象警報
 - 大雨警報【警戒レベル3相当情報】
 - 大雪警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報
- ・洪水警報【警戒レベル3相当情報】
- ・水防活動用気象警報（大雨警報または大雨特別警報をもって代える）
- ・水防活動用洪水警報（洪水警報をもって代える）

ウ 注意報



エ 情報

(7) 全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

なお、雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。会津で大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(イ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（湯川村を除く）を特定して警戒が呼び掛けられる情報で、福島県と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・はん濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(イ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(f) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(g) キキクル（危険度分布）

土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握できる。土砂キキクル（大雨情報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

(h) 流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて、常時10分毎に更新される。

オ その他

(7) 火災気象通報

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方气象台により通報される。

(i) スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報

※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準：オキシダント濃度0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。

(v) 鉄道気象通報、大気汚染気象通報、電力気象通報

2 特別警報・警報・注意報等の発表基準と構成

(1) 発表基準

ア 特別警報

第2編 一般災害対策編〈第2章 災害応急対策計画〉

第3節 災害情報の収集伝達

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

イ 警報

暴風	平均風速が18m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
暴風雪	平均風速が18m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 町で以下の基準に到達することが予想される場合。 表面雨量指数基準 12 土壌雨量指数基準 120 大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように警戒すべき事項が明記される。
洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 町で以下の基準に到達することが予想される場合。 流域雨量指数基準 阿賀川流域=29.2、伊南川流域=38.3、館岩川流域=30.6、 西根川流域=14.3、湯ノ岐川流域=16、小屋川流域=8.5、 水無川流域=16.8、桧沢川流域=19
大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ 55cm以上

ウ 注意報

風雪	平均風速が12m/s以上で、雪を伴い災害が発生するおそれがあると予想される場合。
強風	平均風速が12m/s以上で、強風による災害が発生するおそれがあると予想される場合。
大雨	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 町で以下の基準に到達することが予想される場合。 表面雨量指数基準 7 土壌雨量指数基準 76
洪水	洪水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 町で以下の基準に到達することが予想される場合。 流域雨量指数基準 阿賀川流域=23.3、伊南川流域=30.6、館岩川流域=24.4、 西根川流域=11.4、湯ノ岐川流域=12.8、小屋川流域=6.8、 水無川流域=13.4、桧沢川流域=15.2
大雪	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ 30cm以上
濃霧	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 視程が陸上で100m以下（海上で500m以下）。
雷	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
乾燥	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合。 ・実効湿度60%以下、最小湿度40%以下、風速8m/s以上。 ・実効湿度60%以下、最小湿度30%以下。
なだれ	なだれが発生し災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ・山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上。 ・積雪が50cm以上で、日平均気温3℃以上の日が継続。
着氷・着雪	着氷や着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合。 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合。
霜	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合。 早霜+、晩霜期に概ね2℃以下。注：+は農作物の成育を考慮し実施する。
低温	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合。 （夏期）最高、最低又は平均気温が平年より4～5℃以上低い日が数日以上続く。

	(冬期) 最低気温-12℃以下、又は-9℃以下の日が数日続く。
融雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。

エ 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、1kmメッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線に到達した場合。

オ 記録的短時間大雨情報

キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ1時間100mm以上の降水が観測又は解析された場合。

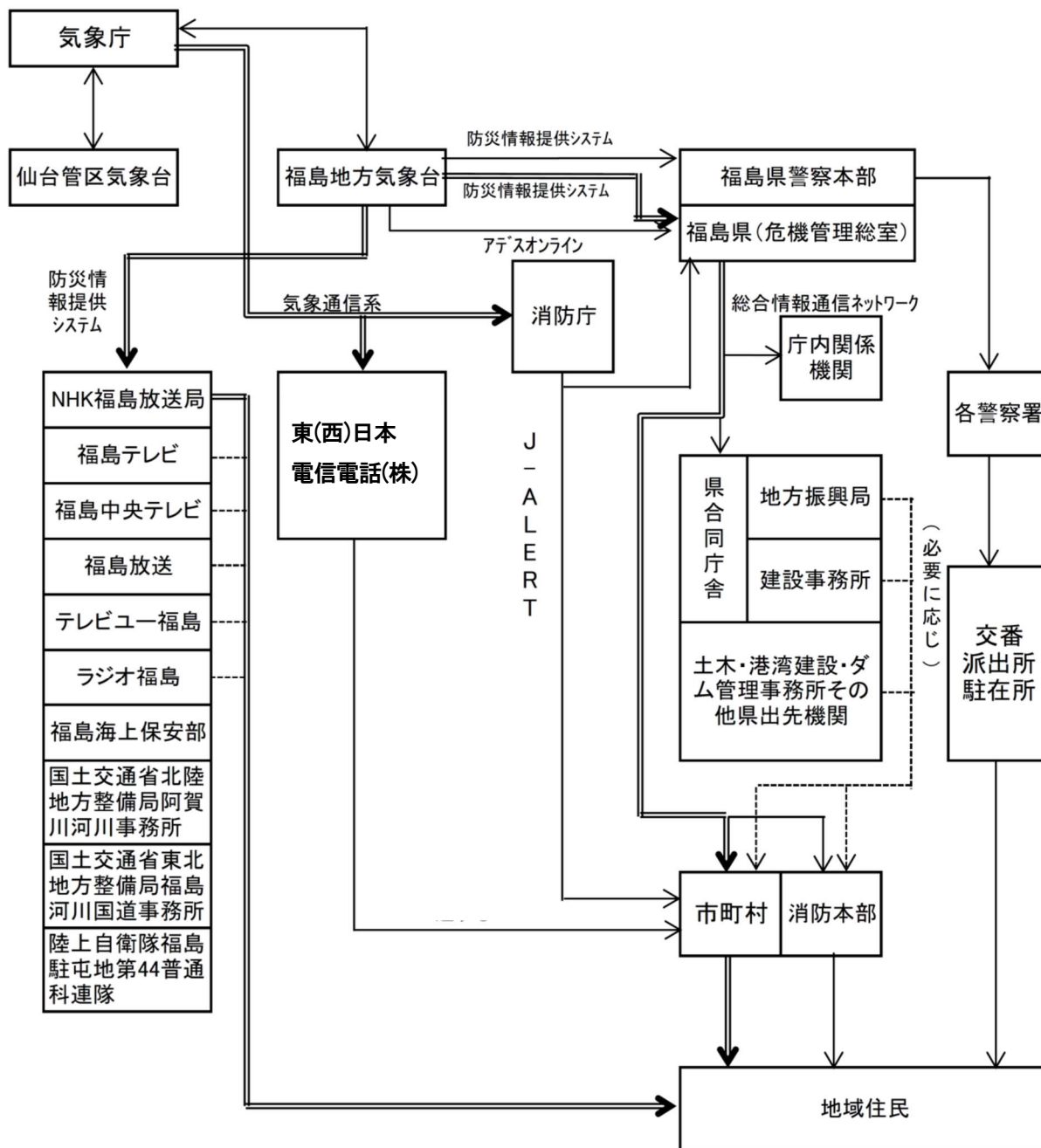
カ 警報・注意報等の通報先の一覧

別表「気象情報の伝達系統図」参照

キ 特別警報の伝達

- (ア) 県は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに町に伝達する。
- (イ) 町は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。
- (ウ) 東日本電信電話(株) ((株)エヌ・ティ・ティ ソルコ情報案内サービス事業本部仙台センタ)は、特別警報を受理したときは、一般通信に優先してFAXにより直ちに町に通知するよう努める。
- (エ) NHK福島放送局は、特別警報の情報を受けたときは、その情報を直ちに放送する。

防災気象情報の伝達系統図



※二重線は特別警報発表時の伝達義務(放送機関はNHK福島放送局のみ)

第2 被害状況等の収集、報告

1 被害調査

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに町内の被害状況について調査を行う。

特に、大規模な災害が発生した時、又は発生が予想される時は、天候状況を勘案しながら、必要に応じヘリコプター等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がと

れるよう努めるものとする。

なお、被害状況の収集にあたっては、下記の点に留意して行う。

- (1) 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するものとする。
- (2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。
- (3) スマートフォンやドローンなど、ICT（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行うものとする。

2 被害状況等の報告

町及び防災関係機関は、発生後に調査収集した被害状況等について、以下により、速やかに報告を行う。

(1) 町から県への報告

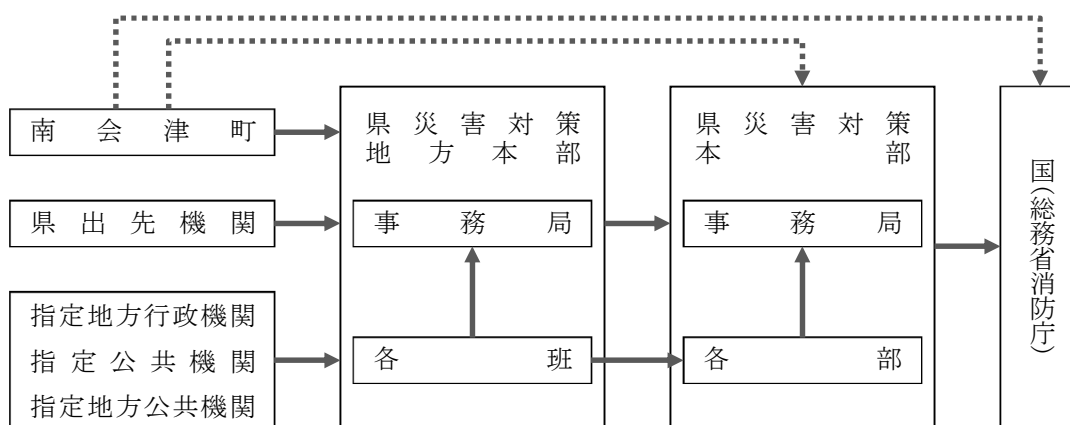
ア 町から県への報告にあたっては、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とし、県災害対策地方本部及び県災害対策本部で入力内容の確認を行う。

イ 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、町は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。

ウ なお、いずれの場合においても、町が、県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行うものとする。

(2) その他

大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、町はその状況を直ちに総務省消防庁及び県災害対策課に報告するものとする。



※災害対策本部を設置しない場合、県災害対策地方本部は地方振興局に、県災害対策本部は危機管理総室と読みかえる（以下、この節において同様とする）。

【被害状況の報告先】

県

NTT回線		024-521-7194	(FAX) 024-521-7920
総合情報通信ネットワーク	衛星系	TN-8-10-201-2632, 2640	(FAX) TN-8-10-201-5524
	地上系	TN-8-11-201-2632, 2640	(FAX) TN-8-11-201-5524

国(消防庁等)

区分		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別			
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、内線から無線への乗入れ番号

3 被害状況等の報告方法

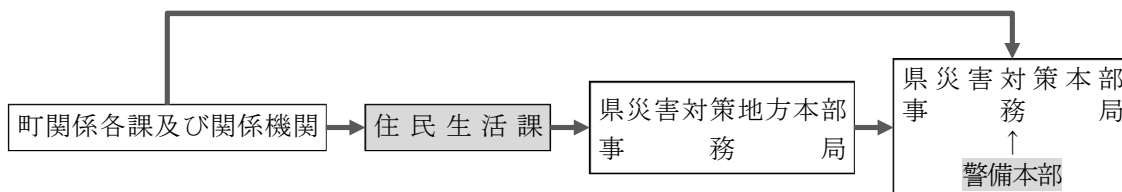
- (1) 被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から町から県、さらに県から国（総務省消防庁）へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。
- (2) 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- (3) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、町に連絡するものとする。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。
- (4) 有線が途絶した場合は、県総合情報通信ネットワーク、警察無線、東北地方非常通信協議会所属無線局、又はその他の無線局を利用する。
- (5) 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

4 被害区分別報告系統

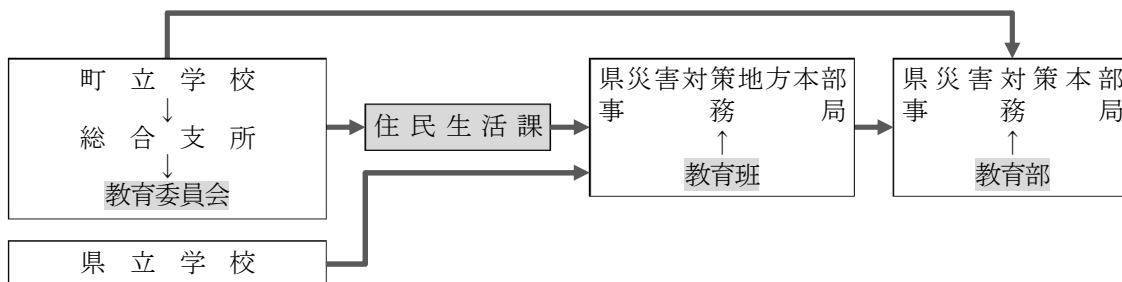
人的・建物、文教施設、病院・社会福祉施設、道路・橋りょう、河川災害・その他水害、農産・畜産、森林、砂防・土砂災害・雪崩災害、廃棄物処理施設、鉄道施設、水道施設、下水道施設、電話・電力施設、及びガス施設に関する被害区分別の報告系統は、次の流れに従って速やかに実施

する。

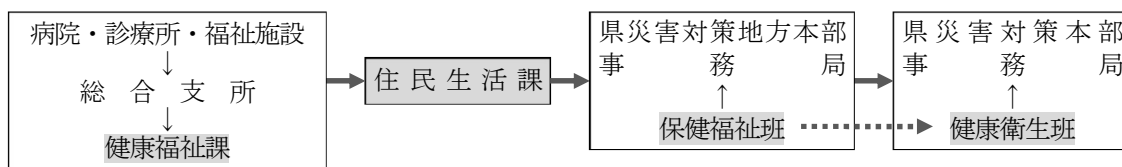
(1) 人的被害・建物被害



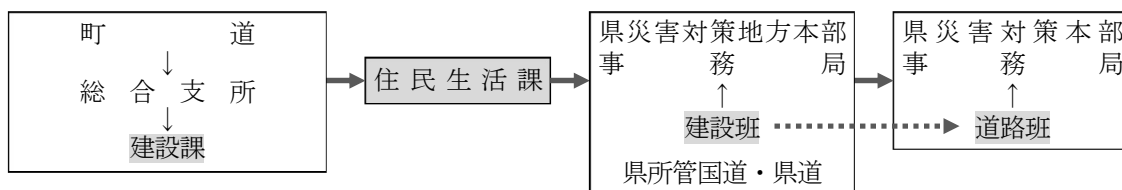
(2) 文教施設被害



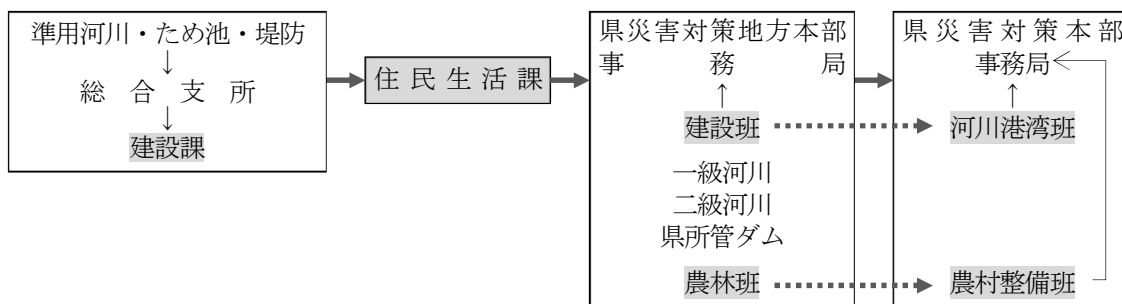
(3) 病院・社会福祉施設被害



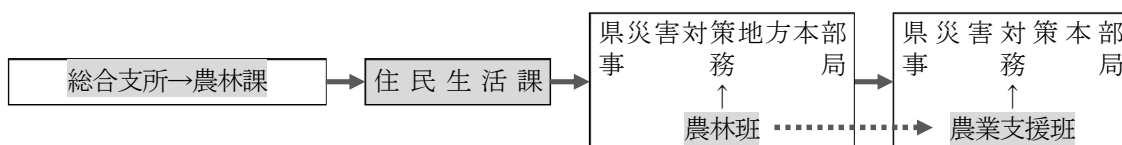
(4) 道路・橋りょう被害



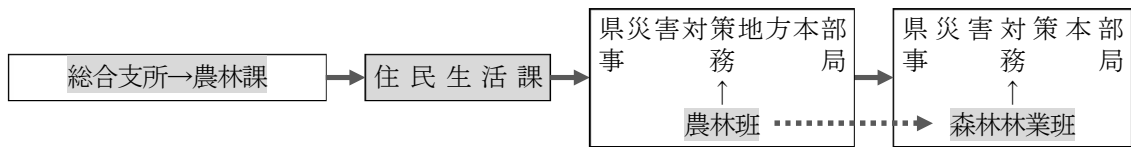
(5) 河川災害・その他水害被害



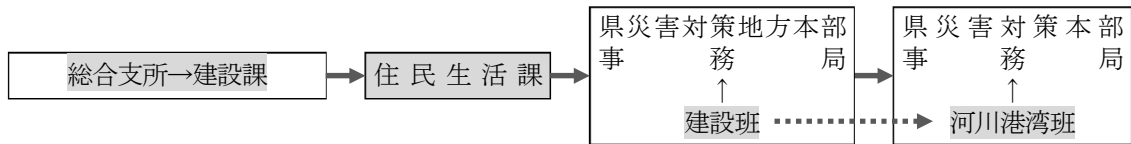
(6) 農産災害・畜産被害



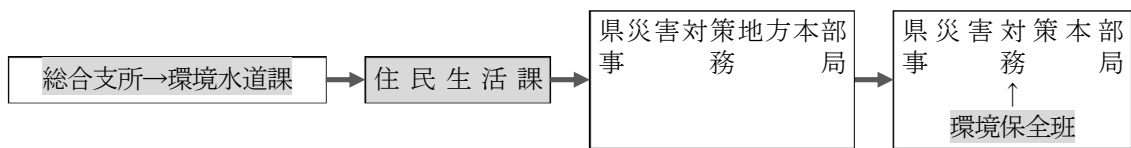
(7) 森林被害



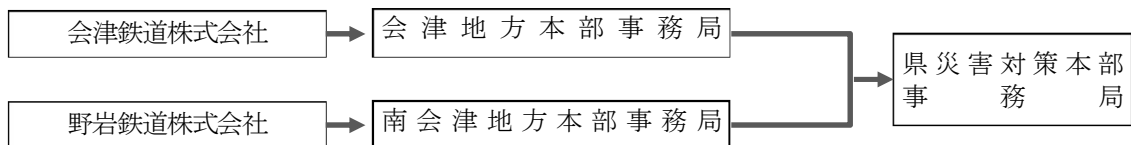
(8) 砂防・土砂災害・雪崩災害の被害



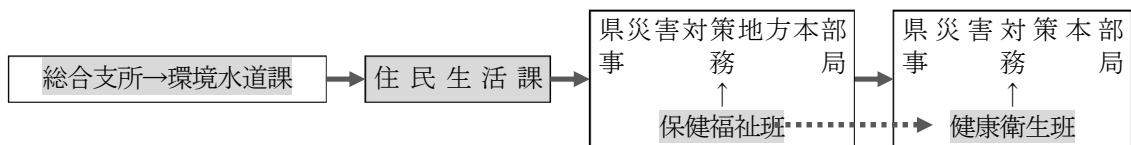
(9) 廃棄物処理施設被害



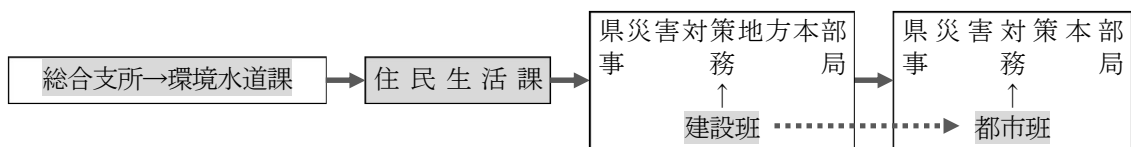
(10) 鉄道施設被害



(11) 水道施設被害



(12) 下水道施設被害



(13) 電話・電力施設被害



(14) ガス施設被害



5 報告の種類等

(1) 町から県への報告

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。県は自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

町からの報告の種類及び様式は次のとおりとする。

ア 報告の種類

(ア) 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告。

(イ) 中間報告

被害状況を把握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

(ウ) 確定報告

被害の状況が確定した場合に報告。

イ 報告の様式

(ア) 報告様式は別に定める「資料編 被害報告諸様式」によるものとする。

(イ) 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容により行うものとする。

6 情報の統括担当の設置

被害情報の報告系統は、被害対象により担当部署が異なるため、各部署の横断的コミュニケーションに迅速・正確性を欠き、情報の集約が困難になる。また、職員間の情報の集約・共有がなければ迅速な対応はできない。

したがって、町は、情報収集・共有に関するシステムを早急に構築し、1担当部署から発信される明確な情報提供を行うこととする。

第4節 通信の確保

担当：総合政策課

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

- (1) 町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。
- (2) 町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信、県総合情報通信ネットワーク及び町防災行政無線により速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
- (4) 町及び防災関係機関は、電子メール等を災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。
その際、電子メール等の情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

2 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

3 各種通信施設の利用

(1) 非常無線通信の利用

町及び防災関係機関等は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局、福島県警察本部、東北電力(株)福島支店、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。

(2) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用

町及び県は、災害応急対策に必要な通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

第2 南会津町防災行政無線の運用

1 災害時の通信連絡

- (1) 町が行う気象予警報及び災害時における災害情報の伝達若しくは被害状況の収集、住民への警報等の伝達、避難指示その他応急対策に必要な指示は南会津町防災行政無線を活用し行う。
- (2) 町に設置する防災行政無線設備に障害が生じた場合、速やかな部品交換や修理修繕等の応急復旧が行えるよう保守部品の確保や保守体制の確立を図るものとする。
- (3) 防災行政無線設備は、公民館や集会所等、災害時に必要と想定される場所に設置できるよう、量的確保を行う。

第5節 相互応援協力

担当：住民生活課

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

第1 町と県の相互協力

1 町と県の相互協力

- (1) 町長は、災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ）を実施するため必要があると認めるときは、知事に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援のあつせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。
- (2) 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。
- (3) 町長が、知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。
 - ア 災害の状況及び応援を求める理由
 - イ 応援を要請する機関名
 - ウ 応援を要請する職種別人員、物資等
 - エ 応援を必要とする場所、期間
 - オ その他必要な事項

2 災害対策基本法に基づく知事の指示等

- (1) 知事は、町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、町長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。
- (2) 知事は、町の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、町長に対し、当該災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。
- (3) 知事の指示に係わる応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける市町村長の指揮下に行動するものとする。

3 町への情報連絡員（県リエゾン）の派遣体制整備

- (1) 県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、あらかじめ情報連絡員を災害対策地方本部ごとに指定しておき、町で災害対策本部を設置する災害が発生した場合又は町において災害対策本部を設置する要件の災害が発生した場合、若しくは通信手段途絶等により派遣が必要と認める場合は、管轄地方本部から町へ情報連絡員を派遣するものとする。なお、本部長が必要と認めるときは、災害対策本部から情報連絡員を派遣するものとする。
- (2) 情報連絡員は、派遣先の町において被害状況や要望事項を積極的に収集するとともに、その状

況に応じて、町から積極的に人的支援ニーズを把握し、派遣元の地方本部へ速やかに報告するものとする。また、地方本部へ報告した情報は、町と共有を図るとともに、県（災害対策本部）からの情報を町に提供する役割を担うものとする。

- (3) なお、県は、町に派遣され常駐する情報連絡員が、地方本部等と速やかに情報連絡ができるよう、情報連絡員用のスマートフォンや衛星携帯電話等の配備や、外部から県デスクネット・ネオにアクセスできる環境を整えるなど、通信手段の確保に努めるものとする。

第2 国に対する応援要請

1 町長の応援職員派遣要請

- (1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

2 職員応援派遣要請手続き

町長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、町長が、知事に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

1 町長等の応援要請

町長又は消防長（以下、「町長等」という。）は、大規模な災害等に際し、自らの町の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事に連絡し、応援を要請するものとする。

2 知事の応援要請

- (1) 知事は、町長等から応援要請を受けた場合は、消防組織法第44条に基づき、災害の状況及び県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の応援が必要と判断した場合は、速やかに消防庁長官に対し応援要請を行うものとする。
- (2) 知事は、町長等からの応援要請がない場合であっても、隣接町村長等からの情報等により、緊急消防援助隊の応援が必要認めるときは、消防庁長官に対し、応援要請を行うものとする。この場合、知事は、町長等に対し、速やかに応援要請を行った旨の連絡をするものとする。
- (3) 知事は、消防庁長官からの応援決定の通知があった場合には、速やかに町長等に連絡するものとする。

第4 民間事業者との災害時応援協定

町は、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。

また、県などからの支援物資を集約する物資集積拠点から避難所等への二次輸送について、トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制を整備するものとする。

第5 公共的団体等との協力

町は、区域内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

なお、これら団体等の協力業務及び協力方法について、本地域防災計画の中で明確にするとともに、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図るものとする。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組合、商工会、婦人会等をいい、防災組織とは、自主防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

第6 他市町村への応援

他の市町村において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法又は協定等により、被災市町村から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合又は県から応援若しくは職員の派遣についてあっせんを受けた場合は、可能な限り応援又は職員の派遣を行うものとする。

その場合、町の応援の実施に関する窓口は総括部で行うこととし、災害対策本部における事務分掌を踏まえて、応援要請の内容を各部へ伝達依頼するものとする。

また、被災市町村からの要請に応じて備蓄物資、資機材等を可能な範囲で提供するものとする。

第7 町内の企業及び団体等との協力体制の整備

災害発生後には、行政、住民とともに地元建設業者等との連携した対応が重要である。

そのため町は、平常時から町内の企業及び団体等と人員の出動、資機材の調達、災害現場における応急措置活動について協議を行い、災害時の協力体制の整備を図る。

さらに、迅速かつ円滑な応援要請を可能とするため、町が実施する防災訓練に積極的な参加を呼びかけていくものとする。

第8 受援体制の構築

町は、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制等について必要な準備を整えるなど、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制（受援計画）を整備するものとする。

また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

第6節 災害広報

担当：総合政策課

災害時において、被災地住民、町民及び町外関係者に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、町及び防災関係機関は災害発生後、速やかに情報部を設置し、連携して広報活動を展開する。

第1 町の広報活動

町は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線、広報車、ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ等を活用し、以下の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を広報誌等も活用しながら的確に提供することを心掛けることが必要であり、これらの情報を災害対応にあたる職員にも周知するよう努めるものとする。

1 広報する内容

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 町における避難に関する情報
 - ア 避難指示等に関すること。
 - イ 受入施設に関すること。
 - ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報に関すること。
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ア 救護所の開設に関すること。
 - イ 交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ウ 電気、水道の復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報（二次災害に関する情報を含む。）
 - ア 給水及び給食に関すること。
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ウ 防疫に関すること。
 - エ 臨時災害相談所の開設に関すること。
 - オ 被災者への支援策に関すること。

2 市町村間の協力による広報

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

第7節 水防計画

担当：住民生活課・建設課

この計画は、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、河川等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等の実施要領を示したものであり、詳細は南会津町水防計画書による。

第1 水防の責任

1 水防管理団体の水防責任

水防管理団体（町）は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

第2 水防組織

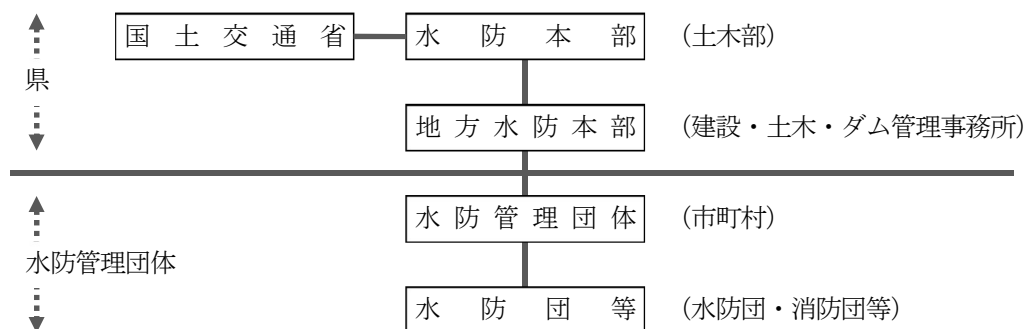
1 水防組織の概要

町は、水防事務の円滑な執行を図るため、以下に示す水防組織を設置し、的確な水防活動の実施に資する。

2 水防組織

水防管理団体（町）が設置する水防組織の事務分担、設置基準、非常配備体制等は、県水防本部の基準等を参考に適宜定め、水防計画書に明記しておくものとする。

水防団は消防団が兼務するものとする。



3 水防管理団体の役割

- (1) 地方水防本部との密接な連絡のもとに、水防団、消防団への出動命令（水防法第17条）
- (2) 他の水防管理者等の応援要請（水防法第23条）
- (3) 決壊の通報（水防法第25条）
- (4) 避難のための立ち退きの指示（水防法第29条）

4 水防組織間の連絡

- (1) 水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防管理団体（町）に連絡される。
- (2) 水防管理団体（町）からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ県水防本部に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りでない。
- (3) 水防管理団体（町）は、所轄水防団等の活動状況を常に把握し、的確な連絡体制をとるものとする。

第3 水防活動

1 監視、警戒活動

水防管理者（町長）は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受け持ち区域の水防分団長（消防分団長）に対し、その通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、異常を発見した場合には、直ちに南会津建設事務所若しくは山口土木事務所及び水防本部に報告するものとする。

2 水門の操作

水門の管理者は、所定の規則、規程により操作し、水災を未然に防止するよう努める。

3 水防活動の実施

水防管理者（町長）は、監視及び警戒により水防活動が必要と認められた場合には、水防活動を実施する。

また、水防活動の内容を直ちに南会津建設事務所長若しくは山口土木事務所長に報告するものとする。

第8節 救急・救助

担当：住民生活課・健康福祉課・建設課

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、発災当初の72時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を優先的に投入して、救急・救助を実施する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救急・救助活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織においても自発的に救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

- 1 自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。
 - (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
 - (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
 - (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図る。
 - (4) 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。
- 2 風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速かつ的確に行えるよう、平常時から次の措置を行うものとする。
 - (1) 救助技術、救助活動の習熟
 - (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
 - (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 町（消防機関を含む）による救助活動

- 1 町は、消防機関と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。

また、警察機関、地元の情報に精通した住民等と密接に連携して救助作業を実施するものとする。
なお、その状況について逐次、県に報告するものとする。
- 2 町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。
 - (1) 応援を必要とする理由
 - (2) 応援を必要とする人員、資機材等
 - (3) 応援を必要とする場所
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

3 町は、予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。

(1) 救助に必要な車両、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立

建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくこと。

(2) 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域と町との情報伝達手段、救助にあたる関係機関、医療機関への搬送方法、相互情報連絡体制等を確立すること。

(3) 自主防災組織、事業所及び住民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発

(4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進

(5) 救助技術の教育、救助活動の指導

第3 消防本部による救急・救助活動

1 救急・救助活動

(1) 救急・救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。

(2) 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

2 救急・救助における出動

(1) 救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。

(2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

3 救急・救助体制の整備

消防署（所）、消防団屯所、警察署、駐在所及び集落集会所等に救急・救助資機材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急・救助訓練を行い、消防団等を中心とした各地域における救急・救助体制の整備を図る。

第4 広域応援

大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救急・救助活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて、町長は県を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。応援要請は、町長が知事に対して出動を要請するが、知事と連絡を取ることができない場合には、直接、長官に対して要請するものとする。

第9節 自衛隊災害派遣

担当：住民生活課・総合政策課

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の援助
- (3) 行方不明者、負傷者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動（空中消火を含む。）
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条）
- (11) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
不発弾の処理は、警察本部が窓口となる。
- (12) 予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合。）

【具体的な要請例】

- a 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど、大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合。
 - b 風水害により大量に発生した風倒木を放置した場合、河川等への流出による地域住民の人命に係る二次災害の発生が予測され、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。
- (13) その他
知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 町長の災害派遣要請の要求

1 災害派遣要請の要求

町長は、町に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施

するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

2 災害派遣要請の要求要領

(1) 町長が知事に対して自衛隊災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、南会津地方振興局長を経由して、知事へ要求するものとする。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は、電話等により直接知事に要求し、事後、文書を送達するものとする。この場合、速やかに南会津地方振興局長へ連絡するものとする。

ア 提出（連絡）先 県危機管理部危機管理総室

イ 提出部数 2部

ウ 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(2) 町長は、前項の要求ができない場合は、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

3 自衛隊の災害派遣担当区域及び担当窓口

(1) 陸上自衛隊福島駐屯地

担当窓口 陸上自衛隊第44普通科連隊 第3科

TEL 024-593-1212 内線 235

(県総合情報通信ネットワーク 811-280-01)

時間外 福島駐屯地当直司令 内線 302

(県総合情報通信ネットワーク 811-280-02)

(2) 町長が不在の場合の対応

自衛隊への災害派遣要請など、緊急を要する判断については、町長不在時等の非常においては第1順位副町長、第2順位教育長、第3順位総務課長の順に判断するものとする。

第3 災害派遣部隊の受入れ体制

知事及び町長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力するものとする。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

知事及び町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資材等の準備

知事及び町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 町における自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊の円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を総合政策課とし、町役場又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

町長は、自衛隊派遣が決定されたときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、知事及び関係出先機関の長と協議の上、次の事項について自衛隊受入れの体制を整備するものとする。

- (1) 本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。

- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- (5) 臨時ヘリポート：下記による。

ヘリコプター臨時着陸場(1)

番号	名称	所在地	管理者	消防防災航空センターからの所要時間
1	田島中学校グラウンド	田島字後原 3437	学校長	約 25 分
2	南会津警察署	田島字大坪 54-1	警察署長	約 25 分
3	御蔵入交流館駐車場	田島字宮本東 22	教育長	約 25 分
4	びわのかげ運動公園陸上グラウンド	永田字批把影 19-1	指定管理	約 25 分
5	びわのかげ運動公園芝生広場	永田字批把影 19-1	指定管理	約 25 分
6	だいくらスキー場駐車場	針生字昼滝山 1951	指定管理	約 25 分
7	南郷小学校グラウンド	山口字船場 885-1	学校長	約 25 分
8	旧南郷第二小学校グラウンド	下山字下川原 31	町長	約 25 分
9	南会津中学校グラウンド	鶴巣字平林 573	学校長	約 25 分
10	館岩グラウンド	松戸原 55	指定管理	約 25 分
11	旧上郷小学校グラウンド	井桁 3	町長	約 25 分
12	伊南小学校グラウンド	古町字石原 525	学校長	約 25 分

ヘリコプター臨時着陸場(2)

番号	名称	所在地	管理者	消防防災航空センターからの所要時間
13	仲川原運動公園	小塩字上ミ原 80	町 長	約 25 分
14	南郷グラウンド	山口字村上 1074	指定管理	約 25 分
15	南郷スキー場駐車場	界字湯の入 293	指定管理	約 25 分
16	高畑スキー場駐車場	大桃字一の間々 20-3	指定管理	約 30 分
17	高杖グラウンド	高杖原甲 535	指定管理	約 30 分
18	しらかば公園 多目的運動場	湯ノ花 1389-2	指定管理	約 25 分
19	さいたま市立舘岩少年自然の家グラウンド	宮里字向山 2847	さいたま市	約 25 分

第4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にはない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- 2 他人の土地等の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の除去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第5 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合又は部隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合に行うものとする。

ただし、撤収にあたっては、関係機関と十分な事前調整を実施するものとする。

第6 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、町、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

1 県、町の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

2 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第10節 避難

担当：住民生活課・総務課・健康福祉課・学校教育課・社会福祉協議会

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「自らの命を自ら守るための行動」である。

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行なわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導について、特に配慮が求められる。

第1 避難指示等の発令

町長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）を発令する。

また、災害が発生し、又は発生しようとしている状況下で、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、町長は必要な地域の必要な居住者等に対して、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

1 避難の実施機関

(1) 実施の責任者及び基準

避難指示等発令の実施責任者は次のとおりであるが、避難指示等を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、町は、危険の切迫性に応じて雨量や河川の水位なども踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する5段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

町は、避難指示等について、第1章 第9節 第1で策定した避難指示等の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合に

第2編 一般災害対策編 〈第2章 災害応急対策計画〉

第10節 避難

は、日中の明るい時間帯に高齢者等避難や避難指示の発令に努めるものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

区分	事項	実施責任者	措置	実施の基準
	高齢者等避難 (警戒レベル3)	町長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示 (警戒レベル4)	町長(災害対策基本法第60条)	町長(災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知事(災害対策基本法第60条)	知事(災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、町がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)	知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者(水防法第22条)	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者(水防法第22条)	立退きの指示	洪水によるはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官(災害対策基本法第61条)	警察官(災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。市町村長から要求があったとき。
	警察官(警察官職務執行法第4条)	警察官(警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	自衛官(自衛隊法第94条)	自衛官(自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
	町長(災害対策基本法第60条)	町長(災害対策基本法第60条)	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

(2) 避難指示等の要否を検討すべき情報

ア 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大雨警報(浸水害)、大雨特別警報(浸水害)、洪水注意報、洪水警報があり、この他に福島県気象情報、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)、流域雨量指数の予測値、河川水位(避難判断水位及び氾濫危険水位)がある。

イ 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の

長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、このほかに土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）がある。

ウ その他

町で定める基準に達したとき

(3) 指定行政機関等による助言

町は、避難指示等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

2 避難のための指示の内容

町長等避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示等の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難措置の周知等

避難指示等を実施した者は、おおむね次により必要な事項を通知するものとする。

(1) 町の措置

ア 知事への報告

町長は、避難のための立退き並びに立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- (ア) 避難指示等の有無
- (イ) 避難指示等の発令時刻
- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難場所及び避難経路
- (オ) 避難責任者
- (カ) 避難世帯数、人員
- (キ) 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

イ 住民への周知

町は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、本章第6節「災害広報」に基づき迅速に住民へ周知する。

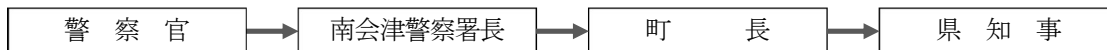
なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(2) 県の措置

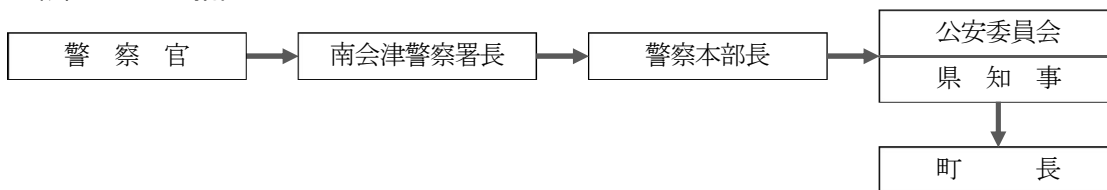
県は、町又は他機関から避難指示等の指示の通知を受けた場合、あるいは災害の発生により町がその全部または一部の事務を行うことができなくなったため、自ら避難指示及び「緊急安全確保」の指示を行った場合、さらには地すべり防止法又は水防法に基づき自ら避難の指示を行った場合は、県地域防災計画に基づき、広報を行う。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(3) 警察官等の措置の報告系統

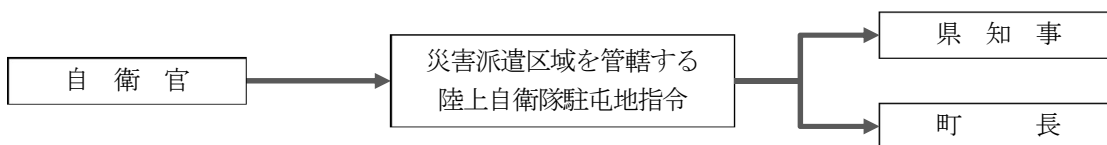
ア 災害対策基本法に基づく措置



イ 職種に基づく措置



ウ 自衛官の措置



4 避難指示等の解除

町は、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

県は、町から土砂災害に関する避難指示等解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- (1) 町長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第23条の2）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第36条において準用する同法第28条）
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条、町が、その全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合。）

2 指定行政機関等による助言

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

第3 避難の誘導

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第一次的責任者である町長又は避難指示等を発した者がその措置に当たるものとする。

2 避難指示等の伝達

町は、防災行政無線と併用して、広報車による伝達やＬアラート、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は水没、感電等の事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は受入先での救援物資の支給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行うこと。
- (6) 土砂災害、浸水等により避難場所への経路が遮断された場合は、あらかじめ選定された第2、第3の避難場所へ誘導する。
- (7) 避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

4 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- ア 傷病者
- イ 高齢者

第2編 一般災害対策編〈第2章 災害応急対策計画〉

第10節 避難

- ウ 歩行困難な者
- エ 幼児
- オ 学童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット

(2) 携行品の制限

避難にあたっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、マスク・消毒液等、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品、ペットの場合はケージ、キャリーバッグ、非常食等）等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

5 避難道路の通行確保

警察官等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を中止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

第4 避難行動要支援者等対策

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

町は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

町及び県は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ「やさしい日本語」を含む多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導す

るとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導にあたっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

(2) 在宅者対策

町は、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導にあたっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。

必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。

避難誘導にあたっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

(4) 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

第5 広域的な避難対策

1 県への要請

町は、大規模災害により市町村域を超えた広域避難を行う場合、県に受入れ先確保の要請を行い、避難経路や避難者数の見込み等の情報を提供する。

2 町が被災した場合の役割

町が被災した場合は、広域避難の際、町及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力して輸送手段を調達する。

また開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

3 町が受け入れる場合の役割

町が広域避難を受け入れる場合は、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

第6 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

町は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

(1) 安否情報照会に必要な要件

ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）その他照会者を特定するために必要な事項

イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ 照会をする理由

エ アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提

示又は提出

(2) 提供する安否情報

ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先

イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況

ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

第11節 避難所の設置・運営

担当：住民生活課・健康福祉課・学校教育課・商工観光課

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、福祉センター、公民館その他既設の建物又は応急仮設物等に受入保護することを目的とする。

第1 避難所の設置

1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、原則として町が実施するものとする。
- (2) 町のみで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。
- (3) 大規模災害などで市町村間を超える広域避難が必要となり、町で開設する避難所だけでは避難者を受け入れできない場合、町は相互応援協定により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。県が広域にわたって被災し、受入先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受入能力が不足する場合は、県が自ら避難所を設置することができる。

2 町長の措置

町長は、地域防災計画にあらかじめ指定避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、受け入れるべき者を誘導し、保護にあたるものとする。

なお、町はあらかじめ避難所の開設や運営方法を明確にしたマニュアルの作成に努めるものとする。

(1) 避難所の開設

町長は、地域防災計画に基づき、また、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

この場合、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に町職員等を維持、管理のための責任者として配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行うものとする。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。

〈開設報告事項〉

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び受入人員
- ウ 開設期間の見込み

(2) 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県をはじめ警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所における町長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 避難者の受入

町は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

また町は、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

イ 避難者に対する給水、給食措置、清掃等

避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 避難者に対する生活必需物資の供給措置

オ 避難者への情報提供

必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器の設置を図る。

カ 感染症対策

町は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所のレイアウトや動線等に十分に配慮するとともに、感染症患者が発生した場合の対策を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

キ その他被災状況に応じた救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(4) 県有施設の利用

町は、被災者を一時受け入れるため、県有施設の一部を利用する旨、県へ要請する。

なお、施設管理者は、受入の用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、受入した被災者の管理は、町長が実施する。

(5) その他の施設の利用

町長は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

第2 避難所の運営

1 避難所の運営の主体

(1) 避難所には、町災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営管理を行う町職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

(2) 町長は、行政区、婦人会、自主防災組織、防災士、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

(3) 行政区、婦人会、自主防災組織、防災士、ボランティア、外部支援者等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。

(4) 町や施設管理者は避難所の運営に際し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。

(5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、町は避難所の運営を行う。

2 住民の避難先の情報把握

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 設備の整備

避難所の設置者は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保、避難所の情報支援拠点化等、長期化に伴う生活環境の改善対策を講じる。

ア 畳、マット、カーペット、段ボールベッド	カ 仮設トイレ
イ 間仕切り用パーティション	キ テレビ・ラジオ
ウ 冷暖房機器	ク インターネット情報端末
エ 洗濯機・乾燥機	ケ 簡易台所、調理用品
オ 仮設風呂・シャワー	コ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保・配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。

4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズに違い等被災者一

一人の多様な視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

5 要配慮者対策

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかにバリアフリートイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとする。

(3) 健康支援活動の実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

(4) 栄養・食生活支援の実施

町の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

(5) 施設・設備の整備

町は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

6 指定避難所以外の被災者への支援

(1) 在宅被災者及び車中生活をおくる被災者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（町役場庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

第12節 医療(助産)救護

担当：健康福祉課

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療(助産)救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療(助産)救護活動を施す必要がある。

第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

町は、医療(助産)救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を住民にいち早く提供するため、医療機関の被害状況等を速やかに収集・把握する。

町は、県、保健福祉事務所及び郡医師会、地域歯科医師会と連携し、医療機関の被害状況等の収集、把握に努める。

また、医療機関は広域災害救急医療情報システムやFAX等により、被害状況等を報告することとし、公衆回線が不通となり保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、町の防災行政無線により報告を行うものとする。

なお、収集した医療機関の被災状況及び活動状況については、町の関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じて住民に情報提供する。

第2 医療(助産)救護活動

町、県及び各医療関係団体は、福島県災害医療行動計画に基づき、被災状況に応じ速やかに災害派遣医療チーム(DMAT)や医療救護班を編成し、被災地内で医療(助産)救護活動を行うとともに、災害派遣精神医療チーム(DPAT)を編成し、精神保健医療活動を実施する。

1 救護活動

- (1) 町は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ南会津郡医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。
- (2) 町は、災害救助法が適用された後に医療(助産)救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により町の能力では十分でないとき、県に対し協力を要請する。
- (3) 県は、町から医療(助産)救護に関する協力要請があったとき、又は医療(助産)救護を必要と認めるときは、基幹災害拠点病院の県立医科大学附属病院や県立病院等の医師等による災害派遣医療チーム(DMAT)や医療救護班を派遣するとともに、必要に応じ関係機関に協力を要請する。
- (4) 医療救護班の業務内容
 - ア 診療(死体検案・身元確認を含む。)
 - イ 応急処置、その他の治療及び施術
 - ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
 - エ 薬剤又は治療材料の支給
 - オ 医療施設への搬送要否(主に重症患者)の決定
 - カ 看護

キ その他医療(助産)救護に必要な措置

(5) 医療救護班の編制

町内の病院の医師、歯科医師、看護師及び町の保健師が業務に当たる。

第3 傷病者等の搬送

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

ア 医療救護班の班長は、医療(助産)救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

ア 医療救護班の班長は、県、町及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ 重症者などの場合は必要に応じて、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリを手配する。また、自衛隊等に対し、ヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに、原則として基幹災害拠点病院や二次保健医療圏単位に設置されている地域災害拠点病院へ行う。

ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施する。

ただし、地元消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、町及び救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。

イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等に対し要請する。

ウ 傷病者搬送の要請を受けた県、町及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、受入先医療機関を確認の上、搬送する。

2 医療スタッフ等の搬送

町及び県は、医療(助産)救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送にあたっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第4 医薬品等の確保

町は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県に供給要請を行う。

第5 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、町及び県は被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第13節 緊急輸送対策

担当：住民生活課・建設課・環境水道課・健康福祉課

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。
このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

第1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

(1) 第1段階

- ア 救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料

(2) 第2段階

第1段階に加え、

- ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
- イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第2段階に加え、

- ア 災害復旧に必要な人員及び物資

イ 生活必需品

3 輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路の確保

- (1) 町及び各道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、「第1章 第8節 緊急輸送路等の指定」により指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、予め災害危険箇所の位置や迂回路等から想定した指定路線以外の道路を速やかに緊急輸送路として確保する。

- (2) 各道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、各道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

2 陸上輸送拠点の確保

県は、県有備蓄物資を補完する民間事業者の倉庫や県倉庫協会との災害時応援協定により、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図るものとする。また、町は、指定避難所等への物資配送を円滑に実施するため、地域内輸送拠点を開設し、輸送体制を確保するものとする。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町及び県は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第3 輸送手段の確保

1 町の確保体制

- (1) 町は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。その際、町が必要な車両等の確保が困難な場合は、予め協力を要請した民間輸送業者の車両や他の自家用車両等を速やかに借り上げて使用するものとする。
- (2) 町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

第14節 防疫及び保健衛生

担当：健康福祉課・環境水道課

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等による精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動

1 町の業務

(1) 防疫組織

県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進にあたる。

(2) 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際、特に社会不安の防止に留意する。

(3) 消毒の実施

ア 知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。
イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。
イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(5) 生活の用に供される水の供給

ア 知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。
イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。
ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(6) 臨時の予防接種

知事の命令に基づき実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効

果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

(8) 報告

ア 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに南会津保健福祉事務所長を經由して知事あて報告する。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）に記載する事項を毎日知事へ報告する。

第2 栄養指導

1 栄養指導班の編成及び派遣

町及び県は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に管理栄養士等を派遣したり、保健福祉班と連携して、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回したりして、被災者の栄養・食生活支援を行う。

2 栄養指導活動内容

(1) 食事提供(炊き出し等)の栄養管理指導

町等が設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(3) 食生活相談者への相談・指導の実施(要配慮者への食生活支援)

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

(4) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないよう指導し、給食の早期平常化を支援する。

第3 保健指導

町の保健師・管理栄養士等は、災害の状況によっては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生・児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

第2編 一般災害対策編〈第2章 災害応急対策計画〉

第14節 防疫及び保健衛生

第4 精神保健活動

町及び県は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ災害派遣精神医療チーム（DPAT）を避難所等に巡回させ、メンタルヘルスカケアを実施する。

第5 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

町は、災害発生時に防疫活動が円滑に準備できるよう、防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について計画を樹立しておくものとする。

第6 動物（ペット）救護対策

被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。

第15節 廃棄物処理対策

担当：環境水道課

災害時に発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれき（以下、「災害廃棄物」という。）の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 災害廃棄物処理

1 排出量の推計

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。

町においては、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、仮置場や中間処理施設、最終処分場等を確保し、災害廃棄物処理計画を策定する。

2 収集体制の確保

町は、被災等における生活環境の保全・公衆衛生の確保の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用等による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて、近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。

このため、町は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

加えて、ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、町及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業にあたり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、町は、第一にその体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、町は必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(3) がれき等

がれきの処理については、原則として町又はがれきが現にある場所の施設管理者が処理することとなるため、国、県、町及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保を図る。

建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、県及び町は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、県及び町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

県及び町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他都道府県及び市町村への協力要請を行うものとする。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、町は水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく必要がある。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等のくみ取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があり、一時的に処理量が増加すると考えられるため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等を設けておくことが望ましい。

2 収集体制の確保

町の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、近隣市町村の処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。

このため、町は、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

3 処理対策

(1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して処理するものとする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、くみ取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置された仮設

トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあつては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等を指導しておくものとする。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずるものとする。

第3 廃棄物処理施設の確保及び復旧

1 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こすおそれがあるので、普段より施設の維持管理を十分に行う。

2 復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、機関等を定めて他の市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県に報告するなどの処置を講ずる。

第4 応援体制の確保

町は、被災状況を勘案し、その区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県に支援を要請するものとする。県は、町からの要請あるいは客観的な判断のもとに、近隣市町村、民間の廃棄物処理関連業者及びし尿処理関連業者からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。

また、町は、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県に支援を要請するものとする。県は、仮設トイレ等を取り扱うリース業者及び他都道府県からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。

第16節 救援対策

担当：環境水道課・商工観光課・総務課・健康福祉課

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外への避難者あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

なお、これらの救援対策の実施にあたっては、第一次的には住民に最も身近な行政主体として、町があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。

第1 給水救援対策

1 飲料水供給の概要

町は、県及び国の協力を得ながら、災害による避難者に対しておおむね当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

2 飲料水の応急給水活動

(1) 町の対策

ア 町は、給水班を組織し応急給水を実施する。

イ 町は、水道事業者が確保した飲料水ほか、備蓄してある容器入り飲料水、非常用飲料水貯水槽、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

なお、水道事業者が確保した飲料水以外を使用する場合は、水をろ過、消毒して供給するものとし、以下のような点にも注意する。

(ア) 汚水が流入した井戸等については、井戸替えを指導するとともに消毒の措置をとる。

(イ) 生水を避け、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。

(ア) 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」

(イ) 指定避難所等における「拠点給水」

(ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

(2) 県の対応

県は、町の給水状況及び必要応急給水量を把握し、必要に応じ他の市町村水道事業者及び国の救援について、連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行う。

(3) 水道事業者の対策

水道事業者は、応急飲料水の確保に努めるとともに、町が行う応急給水活動に対して、可能な限り支援する。

3 生活用水の確保

町、県及び水道事業者は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

第2 食料救援対策

1 対応の概要

町及び県は、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、避難者等に対して供給する。

このうち、県が広域的に調達確保を行う場合は、町、東北農政局福島地域センターなどと連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。

2 調達及び供給

町は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の食料を調達し、備蓄食料と併せて避難者等に供給する。

食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮するものとする。

第3 生活必需物資等救援対策

1 供給方針

町及び県は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあつせん又は調達し、供給するものとする。

このうち、県が広域的に調達確保を行う場合は、町、東北経済産業局、日本赤十字社福島県支部などと連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。

2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

(1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、消毒液等

(3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

3 生活必需物資等の調達及び供給

町は、備蓄生活必需物資等及び調達計画に基づき、地区内小売業者等から調達し、被災者等に供給する。

4 避難者への供与

避難所においては、避難者個人への供与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の供与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

第4 支援物資等の支援体制

町及び県は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第5 義援物資及び義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

町は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を県及び町災害対策本部並びに報道機関を通じて、公表するものとする。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

2 義援金の受入れ

町は、あらかじめ義援金の受入れ体制を確立しておくものとする。

第17節 被災地の応急対策

担当：建設課・住民生活課・総務課

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため金融機関による応急金融措置を実施する。

第1 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

町は、県が行う「建築物応急危険度判定士」及び「建築物応急危険度判定コーディネーター」、「被災宅地危険度判定士」、「斜面判定士」の養成・派遣といった判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

第2 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、町長がその障害物の除去を行うものとする。

- (イ) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (ロ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (ハ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には、町が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県（南会津建設事務所）に派遣（応援）要請を行うものとする。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、（一社）福島県建設業協会（以下、この節において「県建設業協会」という。）からの資機材、労力提供等の協力を求めるものとする。

(2) 災害救助法を適用した場合の除去

ア 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

なお、第2章応急対策計画第18節に規定する「応急仮設受託の供与」との供給は認められない。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

エ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

2 道路における障害物の除去

- (1) 道路上の障害物の除去に関する計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行うものとする。
- (2) 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

3 河川における障害物の除去

- (1) 河川区域内の障害物の除去に関する計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。
- (2) 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。
- (3) 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、水防法第28条の規定による緊急措置を行うものとする。

4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には町（関係一部事務組合を含む。）の設置する廃棄物処理施設へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保するものとする。

なお、町等においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図っておくものとする。

- (1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない国有地、県有地等の公共用地を選定するものとする。
- (2) 公共用地に適切な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

5 関係機関との連携

- (1) 町は、県が行う障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に協力するものとする。
- (2) 町は、住民の生命、財産の保護のため、障害物の除去について町での対応が難しい場合は、県に対して応援、協力要請を行う。

第3 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

町及び県は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施するものとする。

町は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。

この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する各部局及び国の出先機関を含む関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
- (4) その他住民の生活に関すること。

第4 応急金融対策

1 日本郵政株式会社福島中央郵便局等の措置

非常災害時における被災者の緊急な資金需要等に応じるため、日本郵政株式会社からの指示に基づき、各郵便局長は、次のとおり非常取扱いを行うものとする。

なお、災害救助法が発動された場合は、日本郵政株式会社からの指示を待たず、郵便局長限りで取扱いができるものとする。

(1) 為替貯金業務関係

取扱局、取扱時間、取扱事務の範囲を指定して、払戻し等の便宜措置を行うものとする。

(2) 簡易保険・郵便年金業務関係

取扱局、取扱時間、取扱事務の範囲を指定して、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金、貸付金等の非常即時払い等の取扱いを行うものとする。

第18節 応急仮設住宅の供与

担当：建設課・住民生活課

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

第1 建設型応急仮設住宅の建設

1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うものであるが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案について、町と共同して行うものとする。
- (2) 災害救助法適用の市町村が一である場合は、知事は建設を町長に委任することができるものとする。
- (3) 町は、平常時においてあらかじめ、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害等各種災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。
- (4) 町及び県は、応急仮設住宅の建設にあたり、資材の調達及び要員の確保について、町内建設業者並びに(一社)プレハブ建築協会に対し、あらかじめ締結した協定に基づき協力を要請するものとする。

2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 入居対象者

原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。
- イ 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

また、第2章災害応急対策計画第17節に規定する「障害物の除去」や本節に規定する「住宅の応急修理」との供給は原則認められないが、「住宅の応急修理」をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

(2) 入居の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町長の協力を求めて行うものとする。

ただし、県は状況に応じて町長に事務委任することができるものとする。

(3) 規模・構造及び費用

- ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7平方メートル（9坪）とする。
- イ 応急仮設住宅の設計にあたっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。
- ウ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(4) 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定するものとする。

なお、選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するとともに、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。

- ア 都市計画公園予定地
- イ 公営住宅等敷地内空地
- ウ 公園、緑地及び広場
- エ 町有施設敷地内空地
- オ 国・県が選定供与する用地
- カ その他の適地

(5) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、内閣総理大臣と協議の上、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

(7) 着工及び完成の時期

- ア 着工の時期
災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。
- イ 着工時期の延長
大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。
- ウ 供与期間
完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

3 応急仮設住宅の運営管理

町及び県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第2 賃貸型応急住宅等の提供

1 公営住宅等のあっせん

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

第3 住宅の応急修理

1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事が行うものであるが、対象とする住家の選定について、町と共同して行うものとする。
- (2) 災害救助法適用の市町村が一である場合は、知事は応急修理を町長に委任することができるものとする。

2 実施方法等

(1) 応急修理対象者

ア 次の要件をすべて満たす者とする。

(ア) 準半壊、半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。

また、全壊の住家は、修理の行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

(イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

(ウ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

イ 準半壊、半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること。

資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること。

(2) 修理の範囲と費用

ア 応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(3) 応急修理の期間

災害発生の火から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては6か月以内）に完了するものとする。

ただし、災害の規模や被災地の実態等により、3か月（又は6か月）以上実施に要する場合には、あらかじめ実施等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施機関の延長を行うことができる。

第19節 死者の搜索、遺体対策等

担当：住民生活課・健康福祉課

町又は県は災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保及び、開設、警察及びラジオ・テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬など、段階ごとに的確かつ速やかに対応する必要がある。

2 広域的な遺体処理体制の整備

町は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努める。

この場合において、町は、県が行う民間事業者への協力要請、他都道府県を含む広域的な支援体制の調整等の支援を受ける。

第2 遺体の搜索

1 搜索活動

町は、県、警察本部、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。

この場合において、町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認に関する情報の一元化に努める。

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、以下の基準で実施するものとする。

- (1) 救助実施者が遺体の搜索を実施するにあたっては、搜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付するものとする。
- (2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

3 町以外の期間の対応

県及び消防機関は、町の実施する行方不明者の搜索活動を支援する。

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

警察官による検視及び医師（医療救護班）による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮するものとする。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

町は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 遺体の収容

町は、収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておくものとする。

特に、町内の住民以外の観光客や外国人遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡を取り、遺体の措置について協議するものとする。

3 災害救助法を適用した場合の遺体対策

災害の際死亡した者についての遺体に関する取扱いは、以下の事項について行うものとする。

- (1) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。）
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案・身元確認（原則として医療救護班によって行う。）

4 警察本部の対応

(1) 検視場所の開設

町と協議の上、検視場所を開設する。

この際、町は検視場所として適当な施設（遺体収容場所付近で水道・電気等検視に必要な設備を有する施設）を検視場所として確保するものとする。

(2) 遺体の検視

警察官が、各種法令等に基づいて検視を行う。

(3) 遺体の搬送

町が実施する遺体の搬送活動に協力する。

第4 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の火葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、町が実施するものとする。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬にあたっては、町は、火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に

引き渡すものとする。

(2) 火葬場の調整

ア 町は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多大になる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。

イ 町は、火葬許可にあたっては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬の基準

(1) 火葬・埋葬は原則として町内で実施する。

(2) 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）するものとする。

(3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記(2)に準じて実施するものとする。

(4) 費用・期間等

ア 以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給するものとする。

(ア) 棺（付属品を含む）

(イ) 火葬又は埋葬

(ウ) 骨壺又は骨箱

イ 支出できる費用

福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第20節 生活関連施設の応急対策

担当：環境水道課・商工観光課

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

第1 上水道施設等応急復旧対策

町（水道事業者）は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

災害発生後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

復旧にあたっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等、あらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

さらに、以下のような事項も考慮し応急復旧にあたるものとする。

- (1) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (2) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。
- (3) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。

2 応急復旧のための支援要請

隣接市町村、県等の他の機関への支援要請にあたっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

3 的確な情報伝達・広報活動

町は、県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時すみやかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行うものとする。

第2 下水道施設等応急対策

町（下水道管理者）は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、損傷その他の異常がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、公共下水道の機能を維持するために必要な応急措置や応急復旧を行うものとする。

1 要員の確保

町は、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図るものとする。

2 応急対策用資機材の確保

町は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図るものとする。

3 復旧計画の策定

町は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努めるものとする。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

4 広 報

町は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努めるものとする。

第3 電力施設等応急対策

1 災害対策組織の設置

災害が発生した場合は、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じ、災害対策組織を設置するものとする。

2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員体制を定めて対応するものとする。
- (2) 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、他電力会社及び工事関係会社との協定等に基づき、要員の応援を要請するものとする。

3 応急復旧用資機材の確保等

(1) 調 達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 納入メーカーからの購入
- エ 他電力会社からの融通

また、県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(2) 輸 送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、船舶、ヘリコプター、その他実施可能な運搬手段により行うものとする。

(3) 資材置場等の確保

復旧資材置場及び仮設用地が必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれに充てるものとする。

4 災害時における広報

(1) 災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行うものとする。また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。

ウ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。

エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。

5 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関災害対策組織に報告するものとする。

(1) 一般情報

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報

一般公衆（住民）の家屋被害情報、人身災害発生情報及び電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

ウ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

エ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 会社被害情報

ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況

イ 復旧の状況と見通し

ウ 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項

エ 従業員の被災状況

オ その他災害に関する情報

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合は、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

7 復旧計画等

(1) 災害対策組織は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位機関災害対策組織に速やかに報告するものとする。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧作業の完了見込み

カ その他必要な対策

(2) 上位機関災害対策組織は、上記(1)の報告に基づき、下位機関災害対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

(3) 復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行うものとする。

なお、復旧順位については人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等を優先することとし、必要に応じて県災害対策本部と協議調整を行うものとする。

第4 ガス施設〔L Pガス〕 応急対策

1 出動体制

台風等風水害の発生が予測される場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うものとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

2 (一社)福島県L Pガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

(1) 台風等風水害等による災害が発生した場合等

台風等風水害により災害が発生し、会員のみで自力措置を行うことが困難な場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

(2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県L Pガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報すること。

(1) 平常時の広報活動

需要家等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接PRを行うものとする。

(2) 二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報するも

のとする。

ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

イ LPガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

4 被害状況の把握（情報収集）

台風等風水害により、災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

(1) 需要家からの情報

ア 販売区域の被害規模に関する情報の収集

イ 需要家の家屋被害状況

(2) 一般被害状況に関する情報

ア 人身災害発生情報及び都市ガス、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（交通状況等）

(3) 特定供給設備の被害情報

5 復旧計画等

(1) 協会の現地災害対策本部長は、各設備ごとの被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。

ア 被害状況の概要

イ 復旧応援要員の要請

(ア) 救援を必要とする作業内容

(イ) 要員

(ウ) 資機材及び工具車両

(エ) 救援隊の出動日時・集結場所等

ウ 復旧作業の日程

エ 仮復旧の見通し

オ その他必要な対策

(2) 復旧作業計画の策定については、原則として現地災害対策本部が行うものとするが、上位対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

(3) 復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行うものとする。

第5 鉄道施設〔東日本旅客鉄道(株)以外の私有鉄道事業者〕 応急対策

町内の東日本旅客鉄道(株)以外の私有鉄道事業者は、重大事故その他風水害、火災等の災害発生時における旅客の安全確保と円滑な輸送を図るため、各事業者の災害応急処理規程等の定めるところにより、東日本旅客鉄道(株)に準じて応急対策を実施するものとする。

第6 電気通信施設等応急対策〔東日本電信電話株〕

災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

1 電話（通信）の確保

(1) 災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。

この場合、県、町（本部）及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(2) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡にあたる。

(3) 町は、東日本電信電話（株）が実施する電信電話施設の応急復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」のシステム提供が実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。

2 災害時の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり、設備、資機材の点検を行う。

ア 電源の確保

イ 災害対策用機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備

ウ ビル建築物の防災設備の点検

エ 工事用車両、工具等の点検

オ 保有する資材、物資の点検

カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は、異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

ア 通信の利用制限

イ 非常通話、緊急通話の優先・確保

ウ 無線設備の使用

エ 非常用公衆電話の設置

オ 臨時電報、電話受付所の開設

カ 回線の応急復旧

(3) 応急復旧対策

ア 災害により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

(ア) 応急復旧工事

a 電気通信設備を応急的に復旧する工事

b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(イ) 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

(ウ) 本復旧工事

a 被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

b 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

イ 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位にしたがって実施する。

順位	復旧する電気通信設備
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象機関に設置されるもの ○ 水防機関に設置されるもの ○ 消防機関に設置されるもの ○ 災害救助機関に設置されるもの ○ 警察機関に設置されるもの ○ 防衛機関に設置されるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 選挙管理機関に設置されるもの ○ 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)
3	○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

第21節 文教対策

担当：学校教育課・生涯学習課

町教育委員会及び学校長等は、災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保する。また、町内における文化財の現状保存も重要であることから、これらの所管する業務について、災害時における応急対策計画を定めるものとする。

第1 児童生徒等保護対策

1 学校の対応

- (1) 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたる。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とし、屋外の移動が危険な場合は学校等が保護する。
ただし、生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。
また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- (3) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。
- (4) 児童生徒等が登校する前の措置として、台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、町教育委員会にその旨連絡する。

2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、避難計画に基づき、児童生徒等を安全な場所（教室・校庭等）に集める。
- (2) 児童生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

町教育委員会等は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 被害状況の把握及び報告

町教育委員会等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童、生徒、教職員及び施設設備の被害状況を把握し町災害対策本部に報告する。

3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 町教育委員会は、各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。
- (2) 町教育委員会は、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- (3) 町教育委員会は、必要のある時に、児童・生徒・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。
- (4) 町教育委員会は、災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

4 教育施設の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

(1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

(2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

(3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

(4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

この場合、町教育委員会は、施設管理者等と協議して、利用についての総合調整を図る。

5 教員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

(1) 臨時参集

教員は、原則として各所属に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校（小・中・高等学校の別）に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等については、南会津教育事務所を通じて県教育庁義務教育課、高校教育課、特別支援教育課に報告する。

ウ 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整える。

(2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策をたてる。

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部が使用不能の場合	a 特別教室、屋内体育館等を使用すること。 b 二部授業を行うこと。	a 欠員者の少ない場合は、学校内で調整すること。
2 校舎の全部が被害を受けた場合	a 各地域の公民館、御蔵入交流館等の公共施設を利用すること。 b 廃校校舎、隣接校等の校舎を利用すること。 c 神社、仏閣等の利用を行うこと。 d 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定すること。	b 管内隣接校からの応援要員の確保を考 えること。 c 管内隣接校の協力を求めること。 d 短期、臨時的にはPTA等の適当なもの の協力を求めること（退職教員等）。
3 特定の地域全体について相当大きな被害が発生した場合	a 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮すること。 b aの場合は、廃校校舎、隣接校、公民館等の公共施設の使用計画をつくること。 c 応急仮校舎の設置を考へること。	欠員（欠席）が多数のため、b、cの方途が 講じられない場合は、県教育委員会に要請 し県において配置するよう努めること。 長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場 合は、直ちに対処できるよう調査しておく とともに、その欠員状況に応じ補充教員 を発令するか他県の協力を要請するか考慮 しておくこと。
4 県内全域に大きな被害が発生した場合	a 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること。	

6 学用品の確保のための調査

- (1) 町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を県教育委員会へ報告する。
- (2) 町教育委員会は、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合は、県教育委員会へ要請する。

7 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため、町の防災担当部局、町教育委員会は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたっていくものとする。

8 児童及び生徒のメンタルヘルスケア対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

第3 文化財の応急対策

文化財が被災した場合には、町教育委員会は、被害状況の調査を行い県教育委員会へ報告し以下の応急措置を行う。

- 1 被害の大小に関わらず、文化財の周囲に防護柵を設けるなどして、現状保存を図る。
- 2 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講ずる。
- 3 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意する。
- 4 美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品の保管場所が損壊した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第22節 要配慮者対策

担当：住民生活課・健康福祉課・学校教育課・商工観光課

災害発生時において、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等のいわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第10節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

第1 要配慮者に係る対策

- 1 非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、以下の点に留意し、民生・児童委員や民間事業者等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

- (1) 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとるものとする。

ア 避難所及び福祉避難所へ移動すること。

イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。

- (2) 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努めるものとする。

- (3) 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築するものとする。

- 2 町は、県に、必要な要配慮者対策に関する支援要請を行う。

第2 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災社会福祉施設等においては、「第10節 避難」の避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。
- 3 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、町、県等に支援を要請する。
- 4 町及び県は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。
- (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

町及び県は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- 1 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
- 2 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- 3 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、医療用機器等の使用が必要とされる者の非常用電源、おむつ等の物資の調達やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材の確保を迅速に行うこと。
- 4 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。
- 5 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

町及び県は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町及び県に対し、通報がなされるような措置を講ずること。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
- (3) 町及び県は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、県における母子父子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

2 児童のメンタルヘルスキアの確保

町は、被災児童の精神不安定に対応するため、県及び関係機関との連携の下、南会津児童相談室において、メンタルヘルスキアを実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

町及び県は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への

第2編 一般災害対策編 〈第2章 災害応急対策計画〉

第22節 要配慮者対策

協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 観光客に係る対策

町は、災害発生時には、ホテル・旅館等の観光施設管理者等と連携し、町内に滞在中の観光客の把握及び安全確保に努めるとともに、安否確認等の問い合わせに的確に対応する。

第6 外国人に係る対策

1 避難誘導

町は、語学ボランティア等の協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティア等の協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

この場合において、町は、県及び（公財）福島県国際交流協会が連携した支援を受ける。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町及び県は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信、SNS等を活用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

町は、語学ボランティア等の協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第23節 ボランティアとの連携

担当：健康福祉課・商工観光課

町内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、災害発生後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

第1 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、町は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受入れるものとする。

また、ボランティアの受入れ、活動調達等については、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが対応にあたるため、速やかに社会福祉協議会に協力依頼及び連携を行うものとする。

なお、町は、併せて災害予防対策として推進するボランティアの事前登録に基づき、速やかな協力要請を行うものとする。

2 情報提供

町は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にするとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

特に、災害発生直後においては、近隣の県や市町村、報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行うものとする。

なお、これらのボランティアのコーディネートについては、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターがあたるものとする。

3 活動拠点等の提供

町は、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアを円滑に受入れ及び活動調整の対応が可能な施設の提供を行うものとする。

また、必要に応じてボランティア活動実施の拠点になる施設を提供の支援に努める。

第2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達

第2編 一般災害対策編〈第2章 災害応急対策計画〉

第23節 ボランティアとの連携

- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- (5) 清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- (9) 無線による情報収集及び伝達
- (10) 被災ペットの救護活動

なお、組織化されていないボランティアについての受入れにあたっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、町及び県において効率的な活用を図るものとする。

また、町及び県は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受入れは行わないものとする。

第3 ボランティア活動保険の加入促進

町及びボランティア関係団体は、ボランティア活動保険への加入について広報等を通じて呼びかけるとともに、町の災害の態様、積極的なボランティア募集の有無等に応じて、保険料の助成を検討するものとする。

第24節 災害救助法の適用等

担当：住民生活課・健康福祉課

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に国の責任において行われ、知事は、法定受託事務としてその実施にあたるものである。災害救助法の適用にあたっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行細則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、知事が法定受託事務として行うこととされている。
- (4) 知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うことができるとされている。(法第13条第1項)
- (5) 災害救助の実施機関である知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている。(法第7条～第10条)
 - ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）
 - イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）
 - ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）

なお、前記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が町の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施にあたって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立つて行わなければならない面もあり、第一線機関である町では、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。

なお、ここでいう「人口」とは、直近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。

- (1) 住家が滅失した世帯の数が町の人口に応じ、次の世帯数以上に達した場合。

〔施行令第1条第1項第1号〕

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人以上	15,000人未満	40世帯

※ 町の人口：14,453人（令和2年国勢調査）

- (2) 福島県内の被害世帯数が、1,500世帯以上に達し、町の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の世帯数に達した場合。

〔施行令第1条第1項第2号〕

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人以上	15,000人未満	20世帯

- (3) 福島県内の被害世帯数が、7,000世帯以上に達し、町の被害世帯数が多数である場合。〔施行令第1条第1項第3号前段〕

なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては町の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災した者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。〔施行令第1条第1項第3号後段〕

- 例 ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
 イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合。〔施行令第1条第1項第4号〕

ア 災害が発生し、又は発生する恐れのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物資の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

(イ) 交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

イ また、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること。

(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

(イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

(ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

- a 平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
- b 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
- c 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

2 住家滅失世帯の算定等

- (1) 災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定にあたっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。
- (2) 被害の認定基準については、福島県地域防災計画資料編「被害の認定基準表」のとおりとする。

3 大規模な災害における速やかな適用

大規模な洪水、土砂災害、豪雪、地震災害等が発生した場合など、住民の避難が続き継続的に住居を必要なことが明らかな場合は、町からの被害の情報が入手できなくても数値基準によらず速やかに1(5)の第4号基準を適用し、救助を行う。

4 災害が発生するおそれ段階の適用〔法第2条第2項〕

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域として県が告示されたとき、町の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、災害救助法による救助を行うことができる。

第3 災害救助法の適用手続き

1 町の措置

災害救助法による救助は、町の区域単位で実施されるものであり、町における被害が第2の1又は4に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、町長は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。

2 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、災害救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録日計票として日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて、町は県に報告するものとする。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。

3 特別基準の申請

- (1) 災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、内閣総理大臣の承認を得て、「特別基準」を設定するものとする。なお、現場の状況をふまえて硬直的な運用に陥らずに柔軟に「特別基準」の適応を行うこと。
- (2) 町長が救助の程度、方法及び期間について、「特別基準」の要請をした場合、及び県が実施する

第2編 一般災害対策編〈第2章 災害応急対策計画〉

第24節 災害救助法の適用等

救助に関して、「特別基準」を設定する必要がある場合は、速やかに内閣総理大臣に協議を行い、同意を得た上で定めることができる。この場合の協議は、電話、FAX、電子メール等により行うものとする。

第4 災害救助法による救助の種類等

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」等については、福島県地域防災計画 資料編「福島県災害救助法施行細則 別表第1」のとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の搜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

なお、災害発生のおそれ段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、(1)避難所の設置、(16)応急救助のための輸送、(17)応急救助のための賃金職員等となる。

2 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

3 迅速な救助の実施

町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第25節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

担当：住民生活課・税務課

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき、支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。
また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付するものとする。

第1 支援法の対象となる自然災害

1 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る。）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯が全壊する被害が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第6号）

2 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- ア 居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）（法第2条第2号イ）
- イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（法第2条第2号ロ）
- ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅に居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（法第2条第2号ハ）
- エ 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ニ）

オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊」という。）

3 支援法の適用手続き

(1) 町の被害状況報告

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告するものとする。

(2) 県の被害状況報告及び公示

知事は、町長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

4 支援金対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（第1の2 アからエの世帯）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯 （公営住宅を除く）（法第3条第2項第3号）	50万円	37.5万円

（第1の2 オの世帯）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （法第3条第5項第1号）	100万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯 （法第3条第5項第2号）	50万円	37.5万円
居住する住宅を賃借する世帯	25万円	18.75万円

(公営住宅を除く) (法第3条第5項第3号)		
------------------------	--	--

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

5 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

(2) 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

- ① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様。）
- ③ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

(3) 支給申請書等の送付

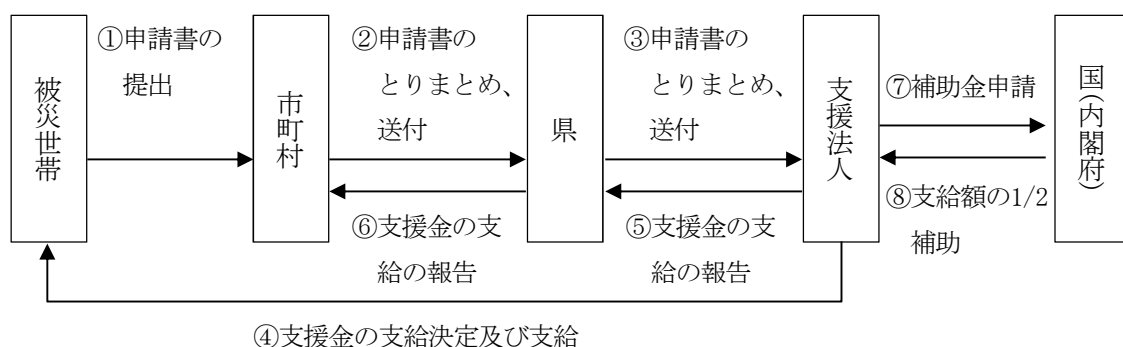
町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付するものとする。また、平時から申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

県は、町から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付するものとする。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ



第2 罹災証明書の交付

- 1 町は、災害が発生した場合において、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付しなければならない。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努めるものとする。

る。

- 2 町は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じるものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

- 3 罹災証明書の交付にあたっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努めるものとする。

その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明するものとする。

- 4 消防本部は、火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

- 5 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施にあたっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

第3 被災者台帳の作成

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努めるものとする。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイ

ナンバー)

(14) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的

オ 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

第26節 雪害応急対策

担当：建設課・住民生活課・総合政策課・健康福祉課

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、町、県及び防災関係機関が連携し、雪害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため町、県及び防災関係機関は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。

第1 防災活動体制

1 応急対策

(1) 道路交通確保対策

ア 町道除排雪対策

町は道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、委託事業者等と連携し、道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し処理する。

イ 交通情報の収集及び提供

警察本部は、道路管理者と連携し、交通情報の収集と提供を行うとともに、交通情報板等により情報提供を行う。

ウ 交通規制等

- ・町又は警察本部は、通行止め等の必要な交通規制を行う。
- ・警察本部は、隣接県警察と連携し、広域的な交通管制を実施する。

エ 道路除排雪の実施

町は、各年度において定める「除雪事業計画概要」に基づき、道路除排雪を実施し、情報施設により道路情報を提供するものとする。

オ 車両の立ち往生への対応

平成26年2月の豪雪の際、国道を中心に車両の立ち往生が発生したことから、道路管理者、町等は、迅速な道路情報の提供に努めるとともに、運転者等のための避難所を必要に応じて設置するものとし、道路状況により立ち往生車両に運転者等が残された場合には食料の提供などを行うものとする。

カ バス運行の安全対策

(ア) 防滑チェーン等を装着し、注意運転を行う。状況によっては運行を休止する。

(イ) 雪害等により正常運行が不可能となった路線については、現地の状況を把握し、関係機関と連絡を取りつつ、措置方法を決定し、運行の早期復旧に努める。

(2) 鉄道交通確保対策

鉄道事業者は以下に留意し、列車の輸送確保に努める。

ア 降積雪の状況及び気象状況を判断し、除排雪体制をとり、列車の輸送確保に努める。

イ 排雪列車、排雪モーターカー等を当日の降積雪状況により、必要の都度運転する。

ウ 雪崩が発生するおそれのある箇所を発見した場合は、当該区間の列車、車両の通行を一時停止し、雪崩予防作業を行う等雪崩発生の事前回避に努める。

エ 通学及びバス路線の踏切道は、早朝からの除排雪に努める。また、道路管理者及び警察本部

と協議して選定した踏切道は、冬期間自動車の通行を禁止する。

オ 駅前広場及びホームの除排雪に努める。

(3) 通信確保対策

ア 通信の確保

(ア) 雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の早期確立等を図る。

(イ) 報道機関に対して、通信施設被害状況、復旧の見通しなどについて情報提供を行う。

イ 孤立集落等への情報提供

町及び県は、孤立した集落及び孤立可能性のある集落などに対し、集落に整備された防災行政無線などの通信手段を用いて、適宜情報提供を行うものとする。

ウ 郵便の確保

積雪により平常の集配業務に支障を来すおそれのある支店は、降雪期に集配要員を増強する。また、積雪時の集配運送業務の確保を図るため、全輪駆動車を配備する。

(4) 電力供給確保対策

ア 雪害による事故被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の確立等を図る。

イ テレビ、ラジオ、新聞等を利用し、電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故防止などについて広報活動を行う。

2 被害状況等の収集、報告

町、県及び防災関係機関は「第2章第3節第2 被害状況等の収集、報告」に基づいて被害調査、報告を行うものとする。

第2 応急活動体制の整備

1 活動体制

町は「第2章第1節応急活動体制」に基づいて活動体制を整備するものとする。

2 県の支援体制

(1) 町への支援（除排雪等対策）

県は、以下の状況となり、町だけで雪害対策を行うことは不可能となった場合は、町と協議を行い、意向を踏まえたうえで、雪害対策の一部を実施するものとする。

- ・ 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性が増大した場合
- ・ 平年孤立したことのない集落が交通途絶し、孤立化した場合
- ・ 雪崩発生により、人的被害及び住家被害が発生した場合
- ・ 除排雪の量が平年と比べ極端に多くなった場合
- ・ 特殊な技術、装備、資機材を投入しなければ、雪害対策が困難である場合

(2) 職員の派遣体制

県は、町から要請があった場合、職員を派遣して雪害対策を行う。

第3 地域ぐるみの除排雪

1 地域ぐるみの除排雪の効果的な推進

町は、次の事項について十分計画、調整のうえ、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に努めるものとする。この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

- (1) 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。
- (2) 除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

雪害時においては、町、県、自主防災組織、ボランティア等との連携作業により、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

第4 避難

1 避難指示等の発令及び避難誘導等

避難指示等については、「第2章第10節第1 避難指示等の発令」に定めるところによる。

警戒区域の設定については、「第2章第10節第2 警戒区域の設定」に定めるところによる。

避難の誘導については、「第2章第10節第3 避難の誘導」に定めるところによる。

避難所の設置については、「第2章第11節第1 避難所の設置」に定めるところによる。

2 避難行動要支援者の援助

(1) 在宅者の避難行動

ア 町は、避難行動要支援者を避難させる必要がある場合、支援者とともに、避難の支援を行う。

イ 町は、地域の自主防災組織、消防団、民生委員等の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれがある避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。

ウ 自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携を取り、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

エ 町は、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者の社会福祉施設への一時入所等を検討する。

オ 町及び県は、外国人の避難行動のため、報道機関等を通じて、多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

(2) 社会福祉施設入所者等の避難行動

社会福祉施設管理者等は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、入所者に対しては過度に不安感をいだかせることのないよう配慮する。

第3章 災害復旧計画

第1節	施設の復旧対策	184
第2節	被災地の生活安定	188

第1節 施設の復旧対策

担当：建設課・農林課・環境水道課・健康福祉課・学校教育課・総務課

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定にあたっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

第1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

1 復旧事業計画の基本方針

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者、住民の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な現状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

なお、現状復旧の進め方としては、大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うことやライフライン・交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり、可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示するものとする。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上・下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定については、第3に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業

第2編 一般災害対策編 〈第3章 災害復旧計画〉

第1節 施設の復旧対策

- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障がい者施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 公共施設の区域内の排除事業
 - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
- セ たん水排除事業

(2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助
- ケ 治山施設災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子、父子及び寡婦福祉資金貸付けの特例
- オ 水防資器材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査

(1) 県の措置等

県は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると認める事業について、激甚法に定める事項に関して速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう必要な措置を講じる。

(2) 町の協力等

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第4 災害復旧事業の実施

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

第2節 被災地の生活安定

担当：税務課・住民生活課・総務課・健康福祉課・商工観光課・建設課

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

第1 義援金の配分

1 義援金の受入れ配分

(1) 県

県に寄託された義援金の配分は、県、県市長会、県町村会、義援金募集团体代表（日本赤十字社福島県支部、県共同募金会、報道機関等）からなる義援金配分委員会を組織して、協議の上決定し、市町村に送金して、被災者に配分される。

(2) 日本赤十字社福島県支部・県共同募金会

日本赤十字社福島県支部及び県共同募金会に寄託された義援金については、原則として、(1)の義援金配分委員会に付託して配分する。

(3) 町

町に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

3 迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保するものとする。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

ア 公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案と実施は、町長が行うものとする。

イ 町及び県は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努めるものとする。

ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第7項による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法等

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住宅がない者であること。
- (ウ) 生活保護法の被保護者もしくは要保護者。
- (エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。
- (オ) これらに準ずる者であること。

イ 一時使用対象者の選定

- (ア) 公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する地方公共団体の長が行うものとする。
- (イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として住宅を所管する地方公共団体が次の事項に留意し定めるものとする。ただし、同一市町村内に市町村営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、それぞれを所管する地方公共団体が協議の上、統一の条件を定めるものとする。

- (ア) 一時使用の期間
- (イ) 家賃及び敷金の負担者
- (ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- (エ) 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに市町村住宅等条例を準用する。

エ 一時使用させる住宅の戸数

- (ア) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。
- (イ) 町は、自らの公営住宅等を持たない場合又はその提供では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県に公営住宅等の提供を依頼するものとする。
- (ウ) 前項の依頼を受けた場合、市町村は自らの公営住宅等に、県は、被災地内又はその周辺市町村内の県営の公営住宅等に、被災者を受入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

2 職業あっせん計画

公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

第2編 一般災害対策編〈第3章 災害復旧計画〉

第2節 被災地の生活安定

- イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
- エ 災害救助法が適用され町長から労務需要があった場合の労働者のあつせん

3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

公共職業安定所長は次の措置をとるものとする。

ア 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

4 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

5 租税の徴収猶予等の措置

町は、被災者の納付すべき町税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

6 郵便関係措置等

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業にかかわる災害特別事務取扱い等を実施する。

(1) 郵便関係

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄附金を内容とする郵便物等の料金免除

(2) 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を口座に送金する場合における通常払込みの料金の免除の取扱いを実施する。

第3 災害弔慰金の支給

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、町条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1 対象災害

- (1) 住家が5世帯以上滅失した災害
- (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者の場合は、250万円を限度として支給する。

第4 被災者への融資

1 農林水産業関係

県は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう措置し、農林漁業経営の維持・安定を図るものとする。

町は、県に対しての斡旋を行うものとする。

2 商工関係（中小企業への融資）

県は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資するものとする。

町は、県に対しての斡旋を行うものとする。

3 福祉関係

(1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

ア 緊急小口資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資するものとする。

イ 災害援護資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な融資をするものとする。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。